

平成 22 年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

筑波大学

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	19
基準5 教育内容及び方法	25
基準6 教育の成果	40
基準7 学生支援等	43
基準8 施設・設備	48
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	52
基準10 財務	55
基準11 管理運営	57
<参 考>	63
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	65
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	66
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	67



## 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月～9月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～23年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
飯 野 正 子	津田塾大学長
稲 垣 卓	前 大阪教育大学長
尾 池 和 夫	国際高等研究所理事・所長
大 塚 雄 作	京都大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	神戸市看護大学長
北 原 保 雄	元 筑波大学長
郷 通 子	情報システム研究機構理事
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 林 俊 一	秋田県立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 典比古	国際基督教大学長
永 井 多恵子	せたがや文化財団副理事長
野 上 智 行	国立大学協会専務理事
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
◎吉 川 弘 之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

## (2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長

※ ◎は主査

## (3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

## (第1部会)

◎赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
○荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
小 野 耕 二	名古屋大学教授
功 刀 滋	京都工芸繊維大学教授
近 藤 倫 明	北九州市立大学理事・副学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	千葉大学教授
貫 和 敏 博	東北大学教授
○野 上 智 行	国立大学協会専務理事
前 田 早 苗	千葉大学教授
○南 努	大阪府立産業技術総合研究所長

※ ◎は部会長、○は副部会長

## (4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

筑波大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 『筑波スタンダード』により、学士課程における教育の目標とその達成方法及び教育内容の改善の方策を含む教育の枠組みを明らかにし、広く社会に公表している。
- 教員の流動性と若手教員の活性化を目的とするテニュア・トラック制を全学的に導入するとともに、民間企業等との共同事業を推進するために、企業等から派遣される者を産学連携教員として受け入れる制度を導入している。
- 大学院課程において、英語のみで学位取得が可能な留学生特別プログラムを先導的に実施し、平成21年度文部科学省グローバル30への採択により、平成22年度からは学士課程を含めて大幅な拡充を行っている。その結果、平成22年5月1日現在における大学院課程の留学生数は、1,139人（収容定員の20.6%）である。
- 大学院課程において、バランスのとれた教養と豊かな人間性を有する人材を育成することを目的として大学院共通科目を開設している。
- 大学院課程において、主専攻に加えて、それ以外の研究科・専攻との学位の同時取得を可能とするデュアルディグリープログラムを実施している。
- 教育活動等の改革に対する積極的な取組が、文部科学省の各種教育改革プログラムにおいて、教育GP1件、特色GP4件、現代GP4件、学生支援GP1件、大学院GP4件、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」4件、教員養成GP2件、「派遣型高度人材育成協同プラン」1件、「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」1件、「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」1件、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」2件の採択につながっている。
- 文部科学省21世紀COEプログラムに平成14年度に3件、平成15年度に1件が採択され、支援期間終了後も継続的発展に努め、これらの研究成果を大学院教育に活かしている。
- 文部科学省グローバルCOEプログラムに平成19年度に1件が採択され、研究成果を大学院教育に活かしている。
- 障害学生支援室では、ピア・チューター養成講座の開設、総合科目「共生キャンパスとボランティア」の開設等により一般学生への啓発活動を行うとともに、障害学生支援室ウェブサイトにおいて、当該大学の障害学生支援体制・状況について周知を図っている。また、日本学生支援機構が行う障害学生修学支援ネットワークの拠点校として、他大学からの障害学生支援に対する相談を受けており、当該大学のみならず、他大学の障害学生支援にも寄与している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の一部の3年次編入及び博士課程の一つの研究科においては、入学定員超過率が高く、博士後期課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

筑波大学は、東京教育大学の伝統と特色を活かし、大学に対する内外からの様々な要請にこたえるため、昭和48年10月に「開かれた大学」、「教育と研究の新しい仕組み」、「新しい大学自治」を特色として開学した。

開学以来の経験と成果を活かしてまとめられた『筑波大学の基本構想』（昭和55年2月28日制定）の冒頭において、「公開・学際・責任」を3つの柱とした「建学の理念」の中に、「基礎及び応用諸科学について、国内外の教育・研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流関係を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与すること」を明示している。

その理念の下、学群学則第1条の2に基づき、各学群の履修細則に学群・学類の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定めている。

また、これらを踏まえて、学士課程における教育の目標とその達成方法及び教育内容の改善の方策を含む教育の枠組みを『筑波スタンダード』として明らかにし、平成20年3月より公表している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

昭和55年2月に明示された「建学の理念」の下、大学院学則第3条の2において課程の目的を「修士課程及び博士前期課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、専門分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」（第1項）、「一貫制博士課程、博士後期課程及び3年制博士課程は、専門分野について、研究者として自立して研究行動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」（第2項）、「専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度で専門的な職業能力を有する人材の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的とする。」（第3項）、「法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。」（第4項）と定めている。

さらに、第3条の3に基づき、各研究科の人材養成目的等を定める細則に研究科・専攻ごとの人材養成目的等を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

「建学の理念」は、大学概要に記載し、学内外に配布するとともに、ウェブサイトにおいて社会に広く公表している。教育組織の人材養成目的等については、入学案内に記載し、入学希望者等に配布するとともに、ウェブサイトにおいて学内外に公表している。

また、大学構成員に対しては、学生には履修要覧、学生便覧の配付、新任教員には研修会等を通じて、周知を図っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 『筑波スタンダード』により、学士課程における教育の目標とその達成方法及び教育内容の改善の方策を含む教育の枠組みを明らかにし、広く社会に公表している。

**基準 2 教育研究組織（実施体制）**

2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

開学当初は、文系、理系、工学系、農学系に分類される学類が複数集まって文理融合型の組織を第一学群（基礎分野）、第二学群（文化・生物分野）、第三学群（経営・工学分野）として形成していたが、平成19年度に育成すべき人材の目標と担うべき学問分野の範囲及び教育目標をより明確にし、コアカリキュラムを開発するなど、教育組織としての役割を強化し、アイデンティティーの共有化を図るために、現在の学群・学類へ改組・再編している。

学士課程は、広い視野、豊かな人間性及び確かな学力を備えた人材を育成する立場から、現在では、幅広い学問領域からなる7学群23学類と2専門学群で構成されている。

- ・ 人文・文化学群（人文学類、比較文化学類、日本語・日本文化学類）
- ・ 社会・国際学群（社会学類、国際総合学類）
- ・ 人間学群（教育学類、心理学類、障害科学類）
- ・ 生命環境学群（生物学類、生物資源学類、地球学類）
- ・ 理工学群（数学類、物理学類、化学類、応用理工学類、工学システム学類、社会工学類）
- ・ 情報学群（情報科学類、情報メディア創成学類、知識情報・図書館学類）
- ・ 医学群（医学類、看護学類、医療科学類）
- ・ 体育専門学群
- ・ 芸術専門学群

学群は、専門領域を中心としていくつかの学問分野を総合した形で構成されており、学類は学群に属し、学生の教育指導について基礎的な責任を持つ組織となっている。また、専門的な能力を必要とする分野（体育、芸術）には、専門的な一貫教育を行う専門学群を置いている。なお、専門学群及び学類においては、それぞれの教育研究上の目的に照らして、主専攻分野を編成している。

このことにより、当該大学の基本的な目標である高度で先進的な研究に裏打ちされた学士課程から博士課程までの教育を通じて学生の個性と能力を開花させ、豊かな人間性と創造的な知力を蓄え、自立して国際的に活躍できる人材を育成するための教育研究の充実・展開を図っている。

これらのことから、学群及び学類の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育機構が、学士課程における教養教育の基本的方針に関する企画立案及び実施の総括等を行って

いる。教養教育機構は、教育担当副学長を機構長として、教養教育の各科目の運営・実施組織の長及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員会委員長等で構成されている。

運営に当たっては、機構が長期的な観点から、当該大学における教養教育充実のための基本方針の立案及びカリキュラムの編成等の業務を行っている。

教養教育は、基礎科目として開設する「共通科目」と「関連科目」がその役割を担っており、「共通科目」は、総合科目、体育、外国語（第一外国語、第二外国語、外国語中級、外国語上級、英語S）、情報処理（講義、演習、上級）、国語及び芸術の授業科目で構成している。また、「関連科目」は、当該専門分野の履修に関連して履修する科目であり、該当する授業科目は、第二外国語、及び他学群・学類が開設する科目で、各学群・学類の履修細則において履修の方法等を定めている。

共通科目のうちの総合科目の運営に当たっては、総合科目編成部会が責任を持ち、学生による授業評価アンケートの実施や総合科目シラバスの作成に加え、総合科目FD研修会を開催している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

開学以来、5年一貫制博士課程と修士課程（独立修士課程）を並列するシステムをとってきたが、平成12年度から平成13年度にかけて、5年一貫制博士課程20研究科を7つの大研究科に再編成した。さらに、平成16年度から平成20年度にかけて、研究科の目的・性格により、学生の能力、適性等に応じた進路指導を可能とし、研究者養成機能だけでなく、高度専門職業人養成機能も一層強化するために、5年一貫制や区分制等の多様な設置形態の専攻を併せ持つ現在の研究科へと改組・再編を行っている。

大学院課程は、深い専門性に裏付けられた高度の研究能力と幅広い学識を兼ね備えた研究者及びグローバルな視野と専門的実務能力を併せ持つ高度専門職業人を育成するため、博士課程7研究科85専攻と修士課程1研究科3専攻で構成されている。

#### 人文社会科学研究科

博士前期課程：現代語・現代文化専攻、国際公共政策専攻、経済学専攻、法学専攻、国際地域研究専攻

博士後期課程：現代語・現代文化専攻、国際公共政策専攻、経済学専攻、法学専攻、国際日本研究専攻

5年一貫制博士課程：哲学・思想専攻、歴史・人類学専攻、文芸・言語専攻

#### ビジネス科学研究科

博士前期課程：経営システム科学専攻、企業法学専攻

博士後期課程：企業科学専攻

専門職学位課程：法曹専攻、国際経営プロフェッショナル専攻

#### 数理物質科学研究科

博士前期課程：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、物質創成先端科学専攻、電子・物理工学専攻、物性・分子工学専攻

博士後期課程：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、物質創成先端科学専攻、電子・物理工学専攻、物性・分子工学専攻

3年制博士課程：物質・材料工学専攻

#### システム情報工学研究科

博士前期課程：社会システム工学専攻、経営・政策科学専攻、リスク工学専攻、コンピュータサイエンス専攻、知能機能システム専攻、構造エネルギー工学専攻

## 筑波大学

博士後期課程：社会システム・マネジメント専攻、リスク工学専攻、コンピュータサイエンス専攻、知能機能システム専攻、構造エネルギー工学専攻

### 生命環境科学研究科

博士前期課程：地球科学専攻、生物科学専攻、生物資源科学専攻、環境科学専攻

博士後期課程：地球環境科学専攻、地球進化科学専攻、構造生物科学専攻、情報生物科学専攻、国際地縁技術開発科学専攻、生物圏資源科学専攻、生物機能科学専攻、生命産業科学専攻、持続環境学専攻

5年一貫制博士課程：生命共存科学専攻

3年制博士課程：先端農業技術科学専攻

### 人間総合科学研究科

修士課程：スポーツ健康システム・マネジメント専攻、フロンティア医科学専攻

博士前期課程：教育学専攻、心理専攻、障害科学専攻、生涯発達専攻、感性認知脳科学専攻、看護科学専攻、体育学専攻、芸術専攻、世界遺産専攻

博士後期課程：教育基礎学専攻、学校教育学専攻、心理学専攻、障害科学専攻、生涯発達科学専攻、感性認知脳科学専攻、看護科学専攻、体育科学専攻、芸術専攻、世界文化遺産学専攻

3年制博士課程：ヒューマン・ケア科学専攻、スポーツ医学専攻、コーチング学専攻

4年制博士課程：生命システム医学専攻、疾患制御医学専攻

### 図書館情報メディア研究科

博士前期課程：図書館情報メディア専攻

博士後期課程：図書館情報メディア専攻

### 教育研究科

修士課程：スクールリーダーシップ開発専攻、教科教育専攻、特別支援教育専攻

研究科の編成においては、当該大学の目指す専門性と学際性を併せ持つ組織を実現するために、相互に関係する科学の領域を広域的に融合させた構成をとっている。

博士課程を持つ研究科は前期課程・後期課程による区分制を基本としているが、学問分野の性格に基づき、5年一貫制課程、前期課程（修士課程及び専門職学位課程を除く）又は後期課程（3年制博士課程）のみの構成をとっている研究科もある。前期課程では専門分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門的職業を担う能力の涵養、後期課程及び5年一貫制の課程では専門的分野における研究者の養成をそれぞれ主たる目的として、幅広い知識を基盤とした高い専門性を涵養する高度な教育を行っている。

また、専門職学位課程としてビジネス科学研究科に法曹専攻（法科大学院）と、国際経営プロフェッショナル専攻（経営系専門職大学院）を設置し、法曹及び経営分野で高度で専門的な職業能力を有する人材の養成のための教育を行っている。

修士課程では、高度専門職業人の養成又は社会人の再教育を目的として、通常の専門分野の区分にとらわれない学際的な教育を行っている。

当該大学では、先導的取組として、大学院課程において、大学院共通科目を平成20年度から開設している。修了生に求められるのは、専門分野の深い見識や経験に留まらず、幅広く深い学識の下、広い視野で多方面から物事を考える力と、高い研究倫理と研究成果の積極的な普及活動への理解を身に付けた、バランスのとれた研究者・高度専門職業人であるとの認識に基づき、必要な教育を行うことを目的としているものである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断

する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

平成22年5月1日現在、4つの共同利用・共同研究施設、22の学内共同教育研究施設、並びに附属病院及び11の附属学校を設置している。

共同利用・共同研究施設

計算科学研究センター、下田臨海実験センター、遺伝子実験センター、プラズマ研究センター

学内共同教育研究施設

外国語センター、体育センター、学術情報メディアセンター、農林技術センター、菅平高原実験センター、陸域環境研究センター、留学生センター、アドミッションセンター、保健管理センター、先端学際領域研究センター、学際物質科学研究センター、知的コミュニティ基盤研究センター、北アフリカ研究センター、大学研究センター、産学リエゾン共同研究センター、教育開発国際協力研究センター、特別支援教育研究センター、研究基盤総合センター、アイソトープ総合センター、陽子線医学利用研究センター、生命科学動物資源センター、次世代医療研究開発・教育統合センター

附属病院

附属学校

附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校

共同利用・共同研究施設では、全国規模で人的交流、情報交換及び共同研究を行い、関係分野における全国の研究者に対し研究拠点機能を提供するとともに、大学院教育についても、関連研究機関との協力体制により、専門的知識・技能を有する研究者・高度職業人の育成の一翼を担っている。

学内共同教育研究施設では、教育・研究活動に必要な大型ないし特殊な施設・設備の共同利用、あるいは学生、教職員等に対する各種の教育・研究上のサービスの提供等、教育研究活動を効率的に推進するための機能を提供している。特に、学群における教養教育の重要科目である体育、外国語、情報処理、さらに、留学生対応についてはそれぞれ体育センター、外国語センター、学術情報メディアセンター、留学生センターを設置し、教育の充実に努めている。

附属病院は大学附属として設置されており、医学群（医学類、看護学類、医療科学類）の教育における実習の場としての役割を担っている。

附属学校は、附属学校教育局により総括、管理されており、教員免許状取得のための教育実習の場としての役割を担っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【全学組織】

教育活動に係る重要事項を審議するための全学的組織として、国立大学法人法に定められた教育研究評議会の下に学群教育会議及び大学院教育会議を設置し、毎月開催している。

学群教育会議は、教育担当副学長、学生担当副学長、学群長、学類長、教育関連センター長等で構成され、学士課程全体の教育及び学生生活に関する事項の審議及び連絡調整を行い、大学院教育会議は、教育担当副学長、学生担当副学長、研究科長等で構成され、大学院課程全体の教育研究及び学生生活に関する事項の審議及び連絡調整を行っている。

【学士課程】

教授会に相当する組織として、学群に学群運営委員会（人間学群及び専門学群にあつては学群教員会議）を設置している。学群運営委員会は、学群長、学類長、学類推薦の教員、学群長指名の教員等で構成され、学生の身分異動に関する事項、教育課程の編成及びその履修に関する事項、学生の表彰及び懲戒処分等の発議に関する事項等の重要事項を審議している。さらに、学類には、学類長、当該学類の専門科目及び専門基礎科目を担当する教員で構成される学類教員会議が設置され、学類に係る重要事項を審議している。

また、学群運営委員会の円滑な運営のため、内部に学群長・学類長会議（専門学群にあつては運営委員会）を設置し、学群運営委員会から付託された審議事項等について決定している組織もある。

【大学院課程】

教授会に相当する組織として、研究科に研究科教員会議を設置している。研究科教員会議は、研究科長、当該研究科に所属する教員等で構成され、学生の身分異動に関する事項、教育課程の編成、課程の修了及び学位に関する事項、学生の表彰及び懲戒処分等の発議に関する事項、教員の人事に関する事項等の重要事項を審議している。さらに、専攻には、専攻長、当該専攻に所属する教員で構成される専攻教員会議が設置され、専攻に係る重要事項を審議している。

また、研究科教員会議の円滑な運営のため、内部に研究科長、専攻長等により構成される研究科運営委員会を設置し、研究科教員会議から付託された審議事項等について決定している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【全学組織】

学群教育会議においては、学群・学類の長が出席して、学士課程の全学的な教育課程の編成や教育方法に関する審議が行われ、同じく大学院教育会議においては、研究科長等が出席し、博士課程、修士課程に関する審議が行われている。また、学群教育会議、大学院教育会議ともに原則年11回開催されている。

【学士課程】

学群又は学類ごとにカリキュラム委員会等の名称で、教育課程編成や教育方法等を検討する委員会が設置され、定期的（適宜開催から月1回）に開催されている。また、学群に属する複数の学類間にわたる事項の企画・調整は学群運営委員会等で行われている。

全学共通の教養教育の教育課程や教育方法の検討については、教養教育機構が基本方針の立案及びカリキュラムの編成等の業務を行っている。

【大学院課程】

研究科又は専攻によりカリキュラム委員会等の名称で委員会が設置されている場合と、各専攻教員会議



においてカリキュラム委員等を任命して活動している場合等があるが、これらにより課程編成や教育方法等の検討が定期的（適宜開催から月1回）に行われている。

また、研究科に属する専攻全体に関わる教務関係の事項については、研究科教員会議から研究科運営委員会への付託事項等として審議されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

開学時には、学士課程において、教育組織である学群・学類と、教員の所属する組織である学系を分離する編制をとっていた。一方で、大学院課程については、教育組織と教員組織を分離せず、学系の学問分野に対応する5年一貫制博士課程の研究科と幅広い分野を単位とする修士課程の研究科を並立させる編制をとっていた。その後、大学院教育の重要性の増大に伴い、平成12年度から平成13年度にかけて博士課程を持つ研究科は7つの大研究科に再編されたが、教員組織としての学系は存続させることとしていた。

平成16年度の法人化に当たり、開学以来の経験を踏まえた教育研究組織の在り方が再検討された結果、大学院に重点を置いた大学として、教員の研究活動と博士課程における教育研究活動との連動を強めるとの観点に立ち、すべての教員は、原則的に教育組織である博士課程を持つ研究科に所属する編制となっている。これにより学系は、教員の所属する組織ではなくなり、関係組織の要請に基づき、教員審査や評価、企画提言等を提供する組織と位置付けられている。

また、学士課程については、研究科に所属する教員が、授業担当を認定された学群・学類において教育を行うこととなり、各研究科は、関係する学群との連携に責任を負うこととしている。

当該大学の教員組織は、開学当初、教授・助教授・講師を基本としたが、平成19年度に教授・准教授・助教体制への移行が決定され、講師ポストの新規任用は原則として助教で行うこととなり、現在も移行過程にある。教授・准教授・助教は、教育研究の業績・経験に差はあるものの、独立して教育研究活動に従事する者と位置付けられている。

また、各教育組織には、原則的に全教員を構成員とする教員会議等が置かれ、カリキュラム編成・授業担当・研究指導等に関する役割分担と組織的連携が行われ、大学院課程、学士課程に関わる業務を実施する責任体制を構築している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文・文化学群：専任 149 人（うち教授 64 人）、非常勤 33 人
- ・ 社会・国際学群：専任 74 人（うち教授 35 人）、非常勤 22 人
- ・ 人間学群：専任 95 人（うち教授 45 人）、非常勤 16 人
- ・ 生命環境学群：専任 195 人（うち教授 79 人）、非常勤 24 人
- ・ 理工学群：専任 335 人（うち教授 121 人）、非常勤 78 人
- ・ 情報学群：専任 127 人（うち教授 51 人）、非常勤 38 人
- ・ 医学群：専任 372 人（うち教授 84 人）、非常勤 13 人
- ・ 体育専門学群：専任 108 人（うち教授 48 人）、非常勤 4 人
- ・ 芸術専門学群：専任 57 人（うち教授 24 人）、非常勤 6 人

学群・学類及び専門学群では、原則として専門基礎科目と専門科目として開設する主要授業科目は、専任の教授又は准教授が担当することとしている。

これらのことから、学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授が配置されていると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 31 人
- ・ 人間総合科学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 57 人）、研究指導補助教員 86 人

〔博士前期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 96 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 23 人
- ・ ビジネス科学研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 数理工学科学研究科：研究指導教員 109 人（うち教授 96 人）、研究指導補助教員 144 人
- ・ システム情報工学研究科：研究指導教員 185 人（うち教授 99 人）、研究指導補助教員 43 人
- ・ 生命環境科学研究科：研究指導教員 133 人（うち教授 75 人）、研究指導補助教員 64 人
- ・ 人間総合科学研究科：研究指導教員 206 人（うち教授 124 人）、研究指導補助教員 68 人
- ・ 図書館情報メディア研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 34 人）、研究指導補助教員 14 人

〔博士後期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 51 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 59 人
- ・ ビジネス科学研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 数理工学科学研究科：研究指導教員 98 人（うち教授 85 人）、研究指導補助教員 118 人
- ・ システム情報工学研究科：研究指導教員 185 人（うち教授 99 人）、研究指導補助教員 43 人
- ・ 生命環境科学研究科：研究指導教員 128 人（うち教授 74 人）、研究指導補助教員 58 人
- ・ 人間総合科学研究科：研究指導教員 126 人（うち教授 87 人）、研究指導補助教員 55 人
- ・ 図書館情報メディア研究科：研究指導教員 29 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 19 人

〔博士課程〕（3年制、4年制又は5年一貫制）

- ・ 人文社会科学部研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 44 人
- ・ 数理物質科学研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 10 人
- ・ 生命環境科学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 人間総合科学研究科：研究指導教員 87 人（うち教授 81 人）、研究指導補助教員 229 人

これらのことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該大学では専門職学位課程として、ビジネス科学研究科に法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻を設置している。

専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ ビジネス科学研究科法曹専攻：16 人（うち、教授 14 人、実務家教員 5 人）
- ・ ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻：12 人（うち、教授 8 人、実務家教員 6 人）

これらのことから、専門職学位課程において、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学は、国内的にも国際的にも開かれた大学であることを基本的性格とし、変動する現代社会に不断に対応しつつ、国際性豊かにして、かつ、多様性と柔軟性を持った新しい教育・研究の機能及び運営の組織を開発することを目指している。また、平成 22 年 5 月 1 日現在の教員の年齢構成は、24～33 歳は 5.3%、34～43 歳は 31.9%、44～53 歳は 36.7%、54 歳以上は 26.1%であり、33 歳以下の年齢層は少ないが、それ以上の年齢層は全体としてバランスのとれた構成となっている。また、女性教員の割合は 15.2%、外国人教員の割合は 4.5%である。

教員組織の活動をより活性化させるために次のような措置を講じている。

教員の採用については、公募制を積極的に進め、准教授以上の採用にあつては 82.8%（平成 21 年度）に達しており、公募要領をウェブサイト、研究者人材データベース（JREC-IN）等に掲載し、資格要件の明確化及び公募の公正化を図っている。

平成 19 年度にはテニユア・トラック制を導入し、助教の任用においては原則として適用することとし、平成 21 年度までに全組織が導入を終えている。本制度は、任用後 5 年以内に審査を受けて定年制適用職員の身分（テニユア）を獲得し、あらかじめ定められた職階に任用される制度であり、平成 22 年 5 月 1 日までに 128 人が本制度により任用されている。また、全学的なテニユア・トラック制と並行して、平成 19 年度文部科学省科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムに基づき、スタートアップ支援を含む研究費支援と研究スペースの提供・研究支援者の配置・メンター制度を特徴とする「次代を担う若手大学人育成イニシアティブ」を実施している。

また、これに先立ち、人文社会科学部研究科、人間総合科学研究科、図書館情報メディア研究科、先端学際領域研究センター等の一部の組織においては任期制が導入・運用されている。

民間企業等と共同して教育・研究に係る事業を行うため、企業等から派遣される者を産学連携教員として受け入れる制度を導入し、現在 4 人を雇用している。

平成 18 年度に学内保育施設として「ゆりのき保育所」を設置するとともに、平成 20 年度には男女共同参画推進室を設置し、女性教員や若手教職員の教育研究環境の向上に取り組んでいる。また、女性研究者

が働きやすい環境の構築を目指す「持続可能な女性研究者支援、筑波大スタイル」が平成21年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムに採択されている。

大学教員業績評価制度により、「教育」、「研究」、「社会貢献・学内運営」活動について、各教員は実績データに基づき自己点検・評価を行い、所属する研究科に設置された部局の評価委員会がその評価の妥当性を検証している。さらに、研究科より推薦された教員の中から、全学の評価委員会が特に優れた活動を行ったと認められる教員を領域ごとに認定し、学長表彰を行っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員は原則的に博士課程を持つ研究科に所属している。このことから、教員の採用・昇格に当たっては、原則として所属研究科の人事委員会が資格及び指導能力等の審査を行い、その結果を教育研究評議会の下に設置している全学の教員人事を統括する人事企画委員会が承認している。研究科における人事委員会の構成並びに採用、昇任に係る基準は、人事企画委員会が承認している。

各研究科における人事選考基準は研究科長が部局細則で定めている。

当該大学では基本的に、大学院を担当する教員が学士課程教育に責任を持つことから、人事選考に当たっては、当該教員の大学院課程における担当専攻及び担当科目、学士課程における担当学類及び担当科目が原則として事前に指定されており、人事選考基準には大学院課程及び学士課程担当としての条件が明記されている。

各研究科における人事委員会は総会及び専門委員会により構成されている。専門委員会において詳細な人事選考審議が行われるが、専門委員会は当該教員が担当を予定する専攻・学群・学類を代表する委員を含んで構成され、研究と並んで教育に関する実績を審査している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成21年度より教員が自らの活動を客観的に分析し、活動の改善・質の向上を図ることを目的として大学教員業績評価を実施している。この評価では、前年度の「教育」、「研究」、「社会貢献・学内運営」の3領域（ただし、附属病院、センター、附属学校の業務に従事する教員については、3領域にそれぞれ「診療」、「センター」又は「附属学校」を加えた4領域）における活動について、担当授業科目数・受講者数、論文数、外部資金獲得額等の客観的なデータに基づき自己点検・評価を行い、所属する研究科に設置された評価委員会がその評価の妥当性を検証している。平成21年度には休業者、途中退職者等を除いた全教員について評価を実施している。教育領域では、授業時間数や指導学生数等の定量的数値を勘案し、教員の所属する教育組織が求める教育活動を適切に遂行していることを平均水準として、大きく上回っている（S）、上回っている（A）、平均水準の活動内容である（B）、下回っている（C）の4段階で自己評価を行っている。

その結果、業績が不振だった教員については、研究科長や専攻長が対話を通じて要因を把握し、解消に取り組むとともに、特に優れた活動を行った教員は全学の評価委員会が領域ごとに認定し、平成21年度は

18人を学長がBest Faculty Memberとして表彰している。

また、教員が所属する研究科の長が、評価結果を勤勉手当及び昇給について判断するための参考資料の一つとできるように、評価の実施スケジュールを手当等支給に係る手続きに間に合うように設定している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

大学院を担当する教員が学士課程教育に責任を持つことから、研究内容とともに、大学院課程における担当専攻及び担当科目、学士課程における担当学類及び担当科目を事前に指定した上で任用している。定期的な教員評価においても教育及び研究活動等について確認している。

また、教育内容に関連した研究活動を行うとともに、授業内容は研究活動の成果をフィードバックさせたものとなっている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために必要な教育支援者として、教育推進部学務課及び教育企画課に事務職員を、各教育研究組織に対応する支援室及び技術室に事務職員及び技術職員を配置している。平成22年5月1日時点では、事務職員140人、技術職員190人を配置している。

また、大学院に在籍する優秀な学生を教育的配慮の下に教育補助業務等を行うTAとして雇用している。平成21年度実績として、延べ9,967人が107,229時間従事している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教員の流動性と若手教員の活性化を目的とするテニユア・トラック制を全学的に導入するとともに、民間企業等との共同事業を推進するために、企業等から派遣される者を産学連携教員として受け入れる制度を導入している。
- 全学的に大学教員業績評価を導入するとともに、学長顕彰を実施し、教員の教育研究活動の質の向上を目指す活動を行っている。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程のアドミッション・ポリシーは、学類・専門学群ごとに求める人材と入学者選抜方針を定め、教育研究評議会で決定している。

大学院課程についても、研究科・専攻ごとに同様に定めている。

また、ウェブサイト、入学案内、学生募集要項等の多様な媒体で公表され、受験希望者、教職員、高等学校、大学等に対して広く周知を図っている。

特に、学群の入学案内については、参加者 10,000 人規模（平成 21 年度実績）の大学説明会や各種進学相談会での配布のほか、個別の郵送希望者数は年々増加の一途をたどっており、配布数は総計で 61,000 部（平成 21 年度実績）に達している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

**【学士課程】**

各学類・専門学群のアドミッション・ポリシーに沿って、学力検査のほか、書類選考（推薦書、調査書等）、小論文、実技検査、面接・口述試験等を組み合わせた入学者選抜方法を採用し、多様な入試を実施している。

例えば、生命環境学群生物学類では、「生き物や生物学が好きで、広範で多様な生命現象に対して強い好奇心と探究心をもつ、創造的能力が豊かな人材」を求めて、自然科学系科目の理解力・思考力・応用力を総合的に求める前期日程では書類選考（調査書）、学力検査を、また生物世界の仕組みに対する広い興味と学習意欲・思考力・理解力を求める後期日程では書類選考（調査書）、個別面接を実施している。

このほか、高等学校での学習等の成果やそれらに基づく生物世界の仕組みに対する広い興味と学習意欲・人間性を求める推薦入試、及びグローバルな視点から生命現象を捉えて生物の仕組みに対する興味をベースにした思考力・理解力を求める第2学期推薦入試（帰国生徒特別入試（8月入学））では書類選考（推薦書、調査書、志望の動機）、小論文、面接を、さらに、一定の成績を修めた明確な目標・意欲等を求める国際科学オリンピック特別入試では面接・口述試験、書類選考（調査書、証明書類）を、それぞれ採用している。また、問題解決能力を身に付けた活動的な人材を求めるアドミッションセンター入試（以下「AC

入試」という。)は、書類選考と面接・口述試験によって、受験生を多面的・総合的に評価する自己推薦型入試である。

このように、志願者を一本の物差しだけで測るのではなく、学生の質の多様化を図ることで、キャンパス内に相互啓発的な教育環境を作り、また、学生が一つの狭い学問分野にとらわれることのないようにしている。この結果、多様な観点からアドミッション・ポリシーに沿う優れた学生の確保に努めている。

#### 【大学院課程】

大学院課程（専門職学位課程を含む。）の入学選抜では、研究科の特色やアドミッション・ポリシーに応じて、一般選抜、推薦入試、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及び英語プログラムに対応する外国人のための特別選抜を実施し、優れた学生の確保に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

#### 【学士課程】

従来から私費外国人留学生入試を実施しているが、平成21年度文部科学省国際化拠点整備事業（グローバル30）の採択により、平成22年度から英語のみで学位取得が可能な英語プログラム等を開設している。

帰国生徒を対象とする第2学期推薦入試（8月入学）は、全国の国立大学に先駆けて平成元年度から導入し、25学類・専門学群中20学類において実施しており、毎年度、入学者数は全学で20人前後で推移している。

短期大学や高等専門学校等を卒業しさらに高度な知識を求める者や、大学を卒業し多様な専門知識や一般教養を有する者を対象とする編入学試験は、16学類で実施している。一例を示せば、医学群医学類では、2年次への編入学試験を実施している。選抜方法は、大学1～2年次で学習する理数領域、英語による学力検査及び適性・学習意欲・人間性等を評価する口述試験を採用しており、毎年度募集人員5人に対して志願者数は150人前後で推移している。

#### 【大学院課程】

外国人留学生に対しては、一般入試の定員枠で行う外国人特別選抜に加えて、英語のみで学位取得が可能な様々な留学生受入プログラム等を積極的に行っている。また、平成21年度文部科学省グローバル30の採択により、平成22年度から英語のみによって学位取得が可能なプログラム等を拡充している。これらの取組の結果、平成22年5月1日現在における留学生数は1,139人（収容定員の20.6%）である。

社会人の受入（昼夜開講制、夜間大学院の実施を含む）は一般入試の定員枠で行っているが、平成19年度から最短1年で学位を取得可能とする「社会人のための博士後期課程早期修了プログラム」を開始し、社会人学生の便宜を図っている。

5年一貫制博士課程の研究科においては、3年次編入学試験を実施するほか、受験機会をできるだけ提供するため、推薦入学（7月入試）、8月期入試、10月期入試、2月期入試の4期に分けて行っている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。



4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程入試は、教育担当副学長を長とする入学試験実施委員会が全学的に統括し、入試に関する企画立案と選抜方法等に関する調査研究を同委員会及びアドミッションセンター（調査研究部門）が行っている。

入学試験実施委員会は、教育担当副学長、各学類・専門学群から選出された委員及びアドミッションセンター等学内関係組織から選出された委員で構成されている。同委員会には、個別学力検査（前期日程）試験問題の作成及び採点を行うために、副委員長を長とする入学試験問題出題専門委員会が設置され、科目ごとのグループで試験問題の作成及び採点を行っている。特に、試験問題の作成及び確認については、適切な出題がなされるよう全学的な取扱いを制定して、出題ミス等の防止に努めている。

試験日当日は、実施本部において入学試験実施委員会委員長が全体を統括し、学群ごとに設置された試験場本部では、試験場本部責任者（学群長）が、学類長・入学試験実施委員とともに、それぞれ入試の実施・管理を行い、学類・専門学群の教員が監督員・面接委員等を担当している。また、前期日程においては実施本部で、それ以外においては各試験場本部で、出題委員が待機し、試験問題の最終確認及び受験者からの質問等に対応している。

入学候補者の決定（合否判定）は、入試結果に基づき、学類教員会議（又は学類入学者選考委員会）及び学群運営委員会（又は学群教員会議若しくは学群入学者選考委員会）の議を経て、副学長が学群長から入試の実施状況に関する報告を受け、適正な実施を確認した上で、学長が行っている。

また、これらとは別に、AC入試及び国際科学オリンピック特別入試の実施に当たっては、アドミッションセンター専任教員、専門委員及び学類・専門学群から選出された教員が、書類選考、面接・口述試験を担当している。入学候補者の決定（合否判定）は、これらの委員により構成されたアドミッションセンター入学者選考委員会の議を経て、副学長がアドミッションセンター長から入試の実施状況に関する報告を受け、適正な実施を確認した上で、学長が行っている。

大学院課程では、博士課程を持つ各研究科に入学試験実施委員会を置き、その組織及び運営に必要な事項を当該研究科の教員会議が定めている。

筆記試験に当たっては、各専攻の特性に応じて、採点委員を兼ねる出題委員を匿名で指名し、口述試験に当たっては、志願者の専門分野に応じて、適宜、複数の試験室を設け、各専攻長が指名する複数の口述試験委員によって実施している。

入学候補者の決定（合否判定）は、筆記試験、口述試験等、すべての試験科目の試験結果に基づいた各専攻の予備的な検討を踏まえ、研究科教員会議の議を経て、副学長が研究科長から入試の実施状況に関する報告を受け、適正な実施を確認した上で、学長が行っている。

人間総合科学研究科を例にとれば、入試実施委員会は、研究科長を総括本部長とし、人間系、学際・体育系、医学系の3副研究科長等が地区本部長として各地区の統括に当たり、問題作成から実施・採点に至るまでミス防止策を徹底しつつ実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

アドミッション・ポリシーと入学者の関係を検証する組織として、アドミッションセンターに入学者選抜方法等調査研究部門を設置している。

センターには、4人の専任教員が配置され、学士課程について、毎年度の入試終了後に全入学者に関す

る入試データの分析及び評価を行い、選抜方法と入学者の相関関係を調査するとともに、入学者の学業成績の追跡調査等を実施している。これらの情報は、入試改善を目的として、定期的に入試試験実施委員会、学類・専門学群に提供され、選抜方法の見直しや優秀な受験者確保の方策等に活用されている。

入試試験実施委員会では、アドミッションセンターの分析・評価及び調査情報と、それらに基づく学類・専門学群における選抜方法の見直しや改善要望を総合的に検討し、毎年度、策定される入試の基本的事項に反映させている。平成21年度入試では、教育目標である「専門領域に関する確かな学力を備えた人材」の育成を具現化するものとして、「明確な目標を持って学ぶ意欲や計画的に学ぶ意欲を評価」という入学者受入方針を策定し、それまでの推薦入試やAC入試に加えて新たに国際科学オリンピック特別入試を導入している。

大学院課程（専門職学位課程を含む。）では、各研究科の入試試験実施委員会及び研究科教員会議等が主体となって各研究科・専攻の入学者選抜の基本方針・実施体制及び試験科目、合否判定の基準・方法等について検討・点検を行うとともに、入試成績と入学後の成績の追跡調査等を行うなど、検証・改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成18～22年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成19年4月に設置された人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群、医学群については、平成19～22年度の4年分、平成20年4月に開始された医学群（2年次編入）は平成20～22年度の3年分、平成21年4月から開始された社会・国際学群（3年次編入）、生命環境学群（3年次編入）、理工学群（3年次編入）、情報学群（3年次編入）、医学群（3年次編入）は平成21～22年度の2年分、また、平成19年4月に設置された人間総合科学研究科（博士前期課程）については、平成19～22年度の4年分、平成20年4月に設置された人文社会科学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）は平成20～22年度の3年分。）

〔学士課程〕

- ・ 人文・文化学群：1.10倍
- ・ 社会・国際学群：1.09倍
- ・ 社会・国際学群（3年次編入）：1.00倍
- ・ 人間学群：1.10倍
- ・ 生命環境学群：1.13倍
- ・ 生命環境学群（3年次編入）：1.10倍
- ・ 理工学群：1.12倍
- ・ 理工学群（3年次編入）：1.75倍
- ・ 情報学群：1.06倍
- ・ 情報学群（3年次編入）：1.79倍
- ・ 医学群：1.00倍
- ・ 医学群（2年次編入）：1.00倍
- ・ 医学群（3年次編入）：1.00倍

- ・ 体育専門学群：1.04 倍
- ・ 芸術専門学群：1.12 倍

## 〔修士課程〕

- ・ 教育研究科：0.90 倍
- ・ 人間総合科学研究科：1.18 倍

## 〔博士前期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：1.17 倍
- ・ ビジネス科学研究科：1.00 倍
- ・ 数理物質科学研究科：1.10 倍
- ・ システム情報工学研究科：1.19 倍
- ・ 生命環境科学研究科：1.07 倍
- ・ 人間総合科学研究科：1.14 倍
- ・ 図書館情報メディア研究科：1.10 倍

## 〔博士後期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：0.77 倍
- ・ ビジネス科学研究科：1.07 倍
- ・ 数理物質科学研究科：0.61 倍
- ・ システム情報工学研究科：0.65 倍
- ・ 生命環境科学研究科：0.78 倍
- ・ 人間総合科学研究科：1.19 倍
- ・ 図書館情報メディア研究科：0.89 倍

## 〔博士課程〕（3年制、4年制又は5年一貫制）

- ・ 人文社会科学研究科（5年一貫制）：1.05 倍
- ・ 数理物質科学研究科（3年制）：1.75 倍
- ・ 生命環境科学研究科（3年制、5年一貫制）：0.81 倍
- ・ 人間総合科学研究科（3年制、4年制）：1.20 倍

## 〔専門職学位課程〕

- ・ ビジネス科学研究科：1.04 倍

上記にみるように、学士課程では、過去5年間において、入学定員を大幅に下回ったことはないが、理工学群（3年次編入）及び情報学群（3年次編入）については、入学定員超過率が高い。

修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程では、過去5年間において実入学者数が入学定員を大幅に超過又は下回った研究科はなく、適正な定員管理が行われている。

一方、数理物質科学研究科（3年制博士課程）については入学定員超過率が高い。また、数理物質科学研究科（博士後期課程）及びシステム情報工学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

このような状況を改善するために、①入学定員の見直しを含む多様な学生受入制度の整備と広報の充実、②社会の要請にこたえる魅力ある教育の展開と学生の経済的支援等の充実、③課程修了後のフォローアップ体制の充実と、後期課程への進学から修了後までの3つのステージを対象として、様々な取組を実施し、改善の努力を行っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の一部の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 平成元年度から全学的に第2学期推薦入試（帰国生徒特別入試（8月入学））を導入し、帰国生徒の積極的な受入を行っている。
- 大学院課程において、英語のみで学位取得が可能な留学生特別プログラムを先導的に実施し、平成21年度文部科学省グローバル30への採択により、平成22年度からは学士課程を含めて大幅な拡充を行っている。その結果、平成22年5月1日現在における大学院課程の留学生数は、1,139人（収容定員の20.6%）である。

**【改善を要する点】**

- 学士課程の一部の3年次編入及び博士課程の一つの研究科においては、入学定員超過率が高く、博士後期課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】****基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

&lt;学士課程&gt;

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程の編成方針として、平成19年度に学群・学類ごとの教育課程編成の考え方を示した『筑波スタンダード』を教育研究評議会において確認し、さらに全学学群教育課程編成委員会が毎年度、学群教育課程編成上の基本方針を決定している。

学士課程では、開学当初から教養課程と専門課程を区分していない。これに代わって、教養教育的な科目(基礎科目)と専門教育的な科目(専門基礎科目・専門科目)という科目区分を設定し、これらを有機的に連携させた教育課程(楔形のカリキュラム)を編成している。

基礎科目は全学的に編成され、当該大学の教養教育の理念と目標に従って教養教育の役割を担う「共通科目」と、専門分野に関連して履修する「関連科目」からなる。「共通科目」は、総合科目、体育、外国語、情報処理、国語、芸術を開設している。特に総合科目は、4つの学期タイプ(1～3学期型、1学期完結型、2学期完結型、3学期完結型)を設定し、所属学群を越えた履修によって学生が幅広い知識基盤を得られるように「学際的科目」、「異分野入門的科目」、「学際的・異分野入門的科目」として155科目(平成22年度)が開設されている。

専門基礎科目・専門科目は、学群・学類ごとにその教育目的に即した教育課程編成の方針に基づき編成

されている。

例えば、生命環境学群の生物学類では、「生物学の理解」、「国際的コミュニケーション能力」、「バイオIT能力」、「論理的表現能力」、「問題発見・解決型能力と自己表現能力」が習得できるような教育課程を編成し、4年間で体系的に、基礎生物学分野から近年めざましく発展している先端分野、さらには農学や医学との境界領域等にわたる幅広い生物学分野を習得させている。

それぞれの科目は、「必修科目」、「選択科目」、「自由科目」に分類されている。「自由科目」では特別な履修許可の手続きを必要とせず、他学群・学類開設の授業科目の履修を可能としており、大学全体として提供する幅広い科目群から自由に選択して履修を可能とし、卒業要件単位にも認めている。

学生はガイダンスやクラス担任教員等からの指導を受けながら、自らの関心、能力、適性、将来の進路等に応じて、「主専攻分野」を決定し、その分野の授業科目を重点的に履修する一方、隣接する分野や関連する分野も含め、総合的に履修できるように教育課程を編成している。なお、専門学群では、前述のほか、それぞれの専門分野の特性に応じた一貫教育カリキュラムを設定している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学士課程では、学生は、それぞれの関心や問題意識等のニーズに基づき、必要とする授業を次のとおり幅広く求めることができる。

- ・ 「自由科目」では特別な履修許可の手続きを必要とせず、他学群・学類開設の授業科目の履修を可能としており、卒業要件単位にも認めている。
- ・ 学群長が教育上有益と認めるときは、他大学において履修した単位を当該大学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができることを学群学則第36条で定めている。
- ・ 各学群・学類において、海外を含む多彩なインターンシップが提供されている。
- ・ 一定の条件を満たせば、博士前期課程の授業を受講することも認められている。

また、基礎科目の中の「総合科目」の編成に当たっては、「広い視野からものの見方や考え方を身につけさせ、学際的な観点に立った学問の重要性などを学ばせるために、学問的・社会的に興味深い重要なテーマについて学際的な講義を行うことを主眼とする科目を設定する」こととしている。また、各学群・学類における海外を含めた多彩なインターンシップにより、学生自身が直接社会の中で学ぶ機会を提供している。

大学院担当の教員が学士課程教育を担当することを基本とすることから、教員の最新の研究成果や学術の発展動向が授業内容に反映されている。加えて、文部科学省の各種の大学教育改革プログラムや、当該大学の重点・戦略経費による学内教育プロジェクトの遂行により、教育内容と方法の革新に努めている。

平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に「筑波スタンダードに基づく教養教育の再構築－世界水準の教養教育を目指す全学的取組－」が採択され、カリキュラム改革を実施し、学生参加型授業を展開している。

文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」において、平成15年度には「先進的な医学教育を推進する支援システム」、平成17年度には「アート・デザイン教育による3C力の育成」、平成18年度には「プロジェクト実習による高度専門技術者養成」、平成19年度には「「チーム医療実践力」育成プログラム－人間性・協調性を兼ね備えた医師の養成を目指して－」の計4件が採択されている。例え

ば「「チーム医療実践力」育成プログラムー人間性・協調性を兼ね備えた医師の養成を目指してー」では、医学・看護・医療科学類合同プログラム「ケア・コロキウム（チームワーク演習）」を展開し、専門職の役割、チームや連携・協働に対する理解を高めるなど成果を上げている。

文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」において、平成17年度には「新しい課題対応型体験学習プログラムの開発ー地域連携によるマイスター育成講座への運営参加を通してー」、平成18年度には「地域ヘルスプロモーションプログラムー住民に対する予防・健康教育を担える医師養成のための体系的な教育プログラムー」及び「専門教育と融合した全学生へのキャリア支援ーキャリアポートフォリオと人的ネットワークの活用ー」が、平成19年度には「異分野学生の協働によるコンテンツ開発演習ー異分野学生のMatch Makingによる協働型コンテンツ開発演習プログラムー」の計4件が採択され、実施した取組を支援期間終了後の展開につなげている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

#### 5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

3学期制のため、1学期の授業期間は10週であるが、授業の実施曜日の振替や休業期間に期末試験を設定するなどにより、各学期の授業期間10週と期末試験期間1週を確保している。

単位の実質化の観点から、履修科目の登録の上限を原則として年間45単位に制限し、具体的な実施方法等を制定している。また、全学的に「シラバス作成のためのガイドライン」を制定し、授業外における学習方法の記載を推奨するなど、単位の実質化を図る取組を行っている。

人文・文化学群で、45単位を超えた授業登録を希望する学生及び履修登録の追加・変更を申請した学生に対しては、学類長が面接を行い、学習意欲、成績状況、出席状況及び履修目的等を確認している。

また、社会・国際学群では、各回講義の終了時に小テストを行い学生の学習進度を測るとともに、予習を習慣付けるための工夫を行うなど、各学群では単位の実質化のために様々な工夫を凝らしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

#### 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業は、学群学則第24条により、「講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施する」こととされており、各学群・学類においてそれぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

例えば、社会・国際学群の国際総合学類では、国際的な表現力、説得力を高めるために、ディスカッションを中心とした科目を設置するとともに、情報分野では講義と実習を併用して学習効果を高めている。さらに、超高速インターネット衛星WINDS（KIZUNA）を使って、タイ、マレーシアの大学と双方向遠隔授業を実施し、「国際性の日常化」を図っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

#### 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学群・学類では授業の目標と概要、各学期の授業計画、成績評価基準・年間の試験・レポート、予習・

復習・課題、参考文献等を記載したシラバスを作成し、ウェブサイト等において公開している。全学共通の「シラバス作成のためのガイドライン」を作成し、教員に対して周知を図っている。

教養教育においても、「筑波大学学群教育課程編成上の基本方針」及び「教養教育の理念と目標」に沿って総合科目等の共通科目においてそれぞれの編成方針を作成し、科目の編成に当たり、共通科目ごとにシラバスを作成・周知している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学习への配慮としては、各学群・学類において、学生の自習室・自習コーナーを設置している。全学的には、附属図書館（中央図書館、体育・芸術図書館、図書館情報学図書館、医学図書館、大塚図書館（東京キャンパス））は学生の予習・復習の場として重要な役割を果たすことから、平日の長時間開館（9時から22時まで。大塚図書館は月曜日10時30分から18時30分まで、火～金曜日13時から21時10分まで）及び土日休日の開館（10時から18時まで。医学図書館は9時から22時まで。大塚図書館は土曜日のみ13時から19時50分まで。）を実施している。

学生の教育利用を目的とする全学計算機システムの端末約1,000台を全学のキャンパスに広がる16サテライト（28室）に設置し、ICカード化した学生証による入退室管理により原則として毎日24時間利用可能としている。

さらに、外国語センターで運用するCALLシステムではインターネットを通じて外国語の自習が可能であり、留学生に対しては、日本語自主学习のe-learning教材を留学生センターにおいて独自に開発運用している。

e-learningによる学習支援の強化を図るため、平成22年8月にはMoodleを利用した全学共通のe-learningの学習管理システム（LMS）（総合科目等において先行導入）を導入している。

以上の配慮により、平成21年度に実施した卒業アンケートによれば、自主学习環境の満足度は、「非常に満足」と「満足」を加えて66.1%、「やや満足」を加えれば90%を超えている。

基礎学力充実への配慮として、高等学校での未履修者を対象とした全学リメディアル教育を、生物学については平成19年度から、数学については平成20年度から、附属学校の高等学校教員により実施している。このほか、各学群・学類においては、必要に応じて単位を授与しないリメディアル教育や授業として位置付けた補習教育を実施するなど、様々な配慮をしている。外国語（英語）においては、入学時にプレイスメントテストを実施し、習熟度別クラスによる授業を行っている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし



5-2-2⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

全学的には、学群学則第 28 条の 3 において、成績評価基準の明示等について規定するとともに、成績評価基準について学群試験実施要項を定め、学生に対しては、履修要覧を配付し、周知を図っている。また、個別の授業科目における成績評価基準については、「シラバス作成のためのガイドライン」に基づき作成したシラバスに記載し、学生に周知を図っている。

各教員は、これらにより成績評価を行っており、教育企画室では、平成 19 年度分から学類ごとに A 評価の割合別の科目数グラフを作成し、学群教育会議において配付している。各組織では、他学類との比較や各教員へ配付するなどの取組を始めている。

成績評価基準の一例を挙げると、生命環境学群生物学類では、評点分布による教育水準評価：成績評価ガイドラインを設定し、学生の学習意欲向上及び達成すべき水準の向上を図っている。達成目標に到達した学生を B 評価とし、特に優れた学生を A 評価とするこのガイドラインは、シラバスと併せて全学類生に周知されている。学類の全教員には、筑波大学教育情報システム（以下「TWINS」という。）により作成した同学類開設科目の評点分布一覧を配付し、共有（毎学期学類教員会議で教員相互に討議）するとともに、ガイドラインに合わない科目に関しては担当教員から理由等を聴取し、学類全体として適切な成績評価体制の確立に努めている。

卒業認定基準については、卒業要件として、各学群が学群履修細則において学生が履修すべき単位数（履修すべき科目を含む）を定め、学生に対しては、履修要覧により周知を図っている。

各学群においては、学群履修細則に基づき、単位を修得した結果等（修業年限の確認を含む）を踏まえ、学類教員会議を経て、学群運営委員会等において卒業の認定を行っている。特に、卒業論文・研究・制作については、これまでの学修のまとめであり、主査・副査の複数教員による評価や発表会を行い、多面的に評価をすることとしている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各授業科目における成績評価は、担当教員が責任を持って行い、その結果を TWINS に入力し、授業科目を開設する教育組織の長がその登録結果の確認を行い、成績の確定を行う体制をとっている。この仕組みにより、学生が所属する学群・学類以外の授業科目を柔軟に履修できる当該大学の特色に対応して、授業科目を開設する教育組織が他の教育組織に所属する学生に対しても学士課程の単位として認定している。

学生には定期試験の結果を通知することとしており、定期試験に関するものは、法人文書管理規程第 5 条の規定により、学生に返却したものを除き 5 年間保存することとされている。

学生から成績評価に対する問合せ、異議申立てがあった場合には、科目担当教員が対応している。ただ

し、各教員の対応によって、学生の疑問が解消しない場合には、学類長やカリキュラム委員会等の委員長等を交えて対応することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科では、研究科・専攻の教育目標を踏まえ、教育課程の編成方針を明確化し、各専攻の学問分野の特性に応じて、体系的な教育課程を編成し、適切な授業形態と論文指導体制、適切な成績評価と学位審査により修了生の質の確保に努めている。

また、大学院全体では、「専門を理解する深い見識や経験の蓄積」及び「幅広く深い学識のもと広い視野で多方面から物事を考える力や洞察力」を養い、バランスのとれた教養と豊かな人間性を有する人材を育成することを目的として大学院共通科目を開設している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院課程では、それぞれの課程、研究科・専攻の目的を達成するために編成された授業科目において、次のような取組を行っている。

- ・ 修了生には「専門を理解する深い見識や経験の蓄積」だけでなく「幅広く深い学識のもと広い視野で多方面から物事を考える力や洞察力」や「研究成果の分かり易い普及活動」、「高い倫理性」等、バランスのとれた教養と豊かな人間性が求められていることに鑑み、大学院共通科目（平成 22 年度 55 科目開講）を開設している。
- ・ 学生の修学において研究科長が必要と認めるときは、他の研究科、学群、他大学で開設されている授業科目を履修し、10 単位を上限として修了の要件となる単位とすることができる。
- ・ 企業や海外を含む多彩なインターンシップを提供している。選考を経て、大学院共通科目「国際インターンシップ」及び「国際研究プロジェクト」における単位を修得した学生には上限 30 万円の支援が行われている。
- ・ 博士後期課程学生を対象に、深い専門性と広い視野に加えて高い適応能力のある人材を育成するため、専門分野以外の研究科・専攻の学位同時取得を可能とするデュアルディグリープログラムを実施している。

ニーズへの対応として、例えば、生命環境科学研究科生命産業科学専攻では、実社会に対応する実務型博士の育成を要望されていることから、これにこたえる授業科目を設定し、生命産業実務者育成のための教育効果の向上を図るなど、学生の要望を授業の様式や内容に取り入れている。

また、いずれの研究科においても、研究分野の最新の発展を学生に広く知ってもらうため、最先端の研究動向と成果を授業内容に取り込んでいる。

上記に加えて、文部科学省の各種の大学院教育改革プログラムや、システム情報工学研究科における特許申請に係る講義の導入等のような当該大学の重点・戦略経費による学内教育プロジェクトにより、学生や社会のニーズにこたえる教育プログラムの取組を行っている。

文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院G P）」において、平成19年度には「新領域開拓のための人社系異分野融合型教育」及び「達成度評価システムによる大学院教育実質化」が、平成20年度には「ICTソリューション・アーキテクト育成」及び「個性とキャリアを繋ぐ医科学教育ルネサンス」の計4件が採択され、大学院教育の実質化、国際化に取り組んでいる。

文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」において、平成17年度には「大学・企業間インタラクティブ研究者の養成」及び「世界基準を体感する武者修行応援プログラム」が、平成18年度には「先導的・国際的な「こころ」の科学者の育成」及び「実践IT力を備えた高度情報学人材育成」の計4件が採択され、大学院教育の実質化に取り組み、支援期間終了後の展開につなげている。

文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成G P）」において、平成17年度には「広域大学間連携による高度な教員研修の構築－「教育の今日的課題」解決に向けた新研修システムの実現－」、平成18年度には「高度な授業力育成のための授業開発」の計2件が採択され、初等中等教育教員の教育力・指導力育成のための取組を展開し、支援期間終了後も継続している。

文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度には「複合生物系応答機構の解析と農学的高度利用」及び「未来型機能を創出する学際物質科学の推進」、「健康・スポーツ科学研究の推進」が、平成15年度には「こころを解明する感性科学の推進」の計4件が採択され、これらの研究成果を大学院教育に活かしている。

平成19年度文部科学省グローバルCOEプログラムに「サイバニクス：人・機械・情報系の融合複合」が採択され、英語による発表、討議を義務付けたケーススタディ型学習や立案から事後評価までの全課程を体験するプロジェクト研究等、新しい大学院教育方法を実践するなど大学院教育に活かされ、複眼的視野と最先端の実問題を解決する能力を備えた人材育成を目的とした専修プログラムを継続させるための組織として、平成22年6月には教育イニシアティブ機構が設置されている。

そのほか、平成17年度文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」に「大学と企業とで育てる創薬化学高度人材」が、平成18年度文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」に「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」が、平成19年度文部科学省「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」に「顧客志向ビジネス・イノベーションのためのサービス科学に基づく高度専門職業人育成プログラムの開発」がそれぞれ採択され、企業と連携したインターンシップ実習実施や、実践的なカリキュラムの構築等、大学院教育に活かしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の实質化への配慮がなされているか。

3学期制のため1学期の授業期間は10週であるが、授業の実施曜日の振替、休業期間に期末試験を設定するなどして、各学期に授業期間10週と期末試験期間1週を確保している。

各研究科・専攻では、体系的に履修できるコースワークを充実させ、到達度を審査する仕組みが構築されている。

例えば、システム情報工学研究科リスク工学専攻における「達成度評価システム」では、通常の単位修得と学位論文審査だけでなく、専攻の教育目標に照らして必要とされる項目について、毎年度複数回の自己評価を行い、学修状況の定量的指標となるポイント（単位）と併せて、達成度の認定を行っている。達成度評価項目として、博士前期課程においては、専門基礎、関連分野基礎、広い視野、現実問題の知識、問題設定から解決まで、プレゼン・コミュニケーション能力が設定され、博士後期課程においては、上記

に国際的通用性、学術的成果が加えられている。

達成度評価システムは、ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科の「社会人のための博士後期課程早期修了プログラム」においても平成19年度より活用され、学位授与に至る評価のプロセスが可視化されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業は、大学院学則第30条において、「講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施する」ものとする定められており、各研究科では、それぞれの学問分野の特性に応じて、多様な授業形態の中から適切な形態を組み合わせた授業を実施している。

また、従来から実施している講義、演習、実習・実験、セミナー、プレゼンテーション方式等の授業に加え、各研究科・専攻の特性、教育目標に応じて、インターンシップ（海外を含む）、リサーチプロポーザルの実施、学際的なフィールド調査実習等の教育及び多様なメディアを高度に利用して授業を展開するなどの工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-1② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての研究科において、学習目標、授業の方法・計画、成績評価基準等を明示したシラバスを作成している。シラバスは学生の利便性を考慮し、ウェブサイト等において公開することにより活用しやすい環境を提供している。

大学院生に対してあらかじめ、成績評価基準をシラバス等に明示した上で、レポートの提出状況、研究の進捗状況、講義への出席状況を考慮した成績評価を実施している。

全学共通の「シラバス作成のためのガイドライン」を作成し、教員に対して周知を図っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-1③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

当該大学では、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科（社会システム工学専攻を除く）、生命環境科学研究科（一部専攻を除く）、人間総合科学研究科（フロンティア医科学専攻、看護科学専攻、生命システム医学専攻、疾患制御医学専攻、体育学専攻、芸術専攻）、図書館情報メディア研究科、教育研究科において、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用することにより昼夜開講制を実施し、多くの有望な社会人が在職のまま大学院の正規の授業を受け、教育と研究の分野だけではなく、企業社会において指導的役割を果たし得る高度専門的知識と能力を獲得する機会を提供している。

また、生涯学習社会の到来に先駆け、能力再開発を志す社会人を対象としたレベルの高い大学院教育を実施することを目的に、ビジネス科学研究科、人間総合科学研究科（生涯発達専攻、生涯発達科学専攻、スポーツ健康システム・マネジメント専攻）において夜間大学院を設置している。

このため、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例及び夜間大学院に対応する時間割（筑波キャンパスでは 18 時から 20 時 35 分まで。東京キャンパスでは火～金曜日 18 時 20 分から 21 時まで、及び土曜日 10 時 20 分から 19 時 35 分まで。）を設定して学生の事情に応じた教育を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-4 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-1 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

課程制をとる大学院の趣旨に基づく教育課程を編成し、その上ですべての研究科では、正・副指導教員による複数指導体制により幅広い論文指導を行う体制を各研究科細則等に明確化している。

指導においては、年次ごとに、科目履修、研究テーマの決定、中間報告、学位論文作成等を適切に配置し、計画的に履修を行わせている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-2 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

各研究科では、部局細則において養成すべき人材像を明確にししながら、それぞれの専攻分野において教育課程の構造化や体系化を図るとともに、課程の修了までのプロセスを明示している。その上ですべての研究科では、正・副指導教員による複数指導体制の下で、研究計画の作成から学位論文の作成に至る研究指導、論文指導を各学問領域の特色に合わせつつ計画的に実施している。

平成 21 年度実績では延べ 2,074 人が RA に採用されている。また、TA 業務に従事した博士後期課程の学生の中で、特に優秀な者に対して「筑波大学ティーチングフェロー」の呼称を与えている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-1 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則第 31 条の 2 及び第 35 条、第 36 条において、成績評価基準等が定められ、同第 41～44 条において、各課程における修了基準が定められている。

学生に対して、下記のとおりあらかじめ学習目標、授業の方法及び計画、並びに評価基準を明示し、単位制の趣旨を踏まえた成績評価を実施している。

- すべての研究科において、学習目標、授業の方法・計画、成績評価基準等を明示したシラバスを作成し、学生に周知を図るとともに、大学及び研究科等のウェブサイトにより広く社会に公開している。
- 学生に対してあらかじめ、成績評価基準をシラバス等に明示した上で、レポートの提出状況、研究の進捗状況、講義への出席状況、学会発表及び学会誌への成果発表を考慮した適切な成績評価を実施

している。

- ・ 教育企画室ではTWINSを活用して授業科目ごとの成績分布を集計し、研究科及び専攻に配付することによって、成績評価の厳格化を促している。
- ・ 学位論文の審査に当たって、複数の研究科においては、副査は他研究科、他大学等の教員等を充てる、指導教員を主査から除外するなどの取組を実施し、学位の質の向上を図っている。
- ・ システム情報工学研究科リスク工学専攻における「達成度評価システム」及びビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科における「社会人のための博士後期課程早期修了プログラム」では、学修・研究能力を向上させるための達成度評価を実施し、学位の質の向上を図っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に関する審査体制については、大学院学則第 45～47 条及び学位規程に基づき、学位論文審査委員会に関する法人細則において審査体制や手続きを定めており、各研究科はこの学位論文審査委員会に関する法人細則の下に、部局細則等（研究科内規等を含む）で定めている。

学位論文の専門的な審査は、研究科教員会議が主査 1 人、副査 2 人以上の教員を指名し、以下の取組により、学位論文又は研究成果の審査を行っている。

- ・ 学位の水準の確保等（学位の質の保証）のために、すべての研究科で学位の申請のための基準・手続きを明確にしている。
- ・ 学位の審査基準については、従前より「当該研究分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を示すもの」、「独創的研究によって、当該研究分野の学術水準に新たな知見を加えたもの」であることを確認するものとし、研究科における内規等に記載されている。
- ・ 専門的な審査に外部等の教員等を加えている。
- ・ 多くの研究科では、指導教員を当該論文審査の主査としないことを決めている。
- ・ 中間報告会や公開セミナー等による事前審査を図っている。

これらの学位審査等に関する手順は、各研究科のウェブサイトへの掲載や学生への資料等の配付により、周知を図っている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各授業科目における成績評価は、担当教員が責任を持って行い、その結果をTWINSに入力し、授業科目を開設する教育組織の長がその登録結果の確認を行い、成績の確定を行う体制をとっている。これにより、当該大学の特色である「学生が所属する教育組織以外の授業科目を柔軟に履修できる、幅広い学習を可能とする」取組に対応し、授業科目を開設する教育組織が他の教育組織に所属する学生に対しても大学院課程の単位として認定している。

また、学生には、定期試験の結果を通知することとしており、定期試験に関するものは、法人文書管理規程第 5 条の規定により、学生に返却したものを除き 5 年間保存することとされている。

実際に、学生から成績評価に対する問合せ、異議申立てがあった場合には、科目担当教員が対応している。ただし、各教員の対応によって、学生の疑問が解消しない場合には、専攻長やカリキュラム委員会等の委員長等を交えて対応することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

専門職学位課程として、ビジネス科学研究科に法曹専攻（法科大学院）及び国際経営プロフェッショナル専攻（経営系専門職大学院）が設置されている。

法曹専攻では、未修者、既習者を区別せず、3年間で法曹として必要な能力を身に付けることを目的として明示し、これを実現するための教育課程、授業科目が編成され、平成22年度大学院便覧（東京キャンパス）にその内容が記載されている。

一方、国際経営プロフェッショナル専攻は、経営に関するコア力量を持つビジネスマネジャー、国際対応力量に秀でたカントリーマネジャー、応用情報技能に秀でたプロジェクトマネジャーの3タイプのマネジャーを系統育成することを目的として明示している。これを実現するための教育課程、授業科目について、英文によりウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

法曹専攻では、有職社会人学生が多いという特徴に対応した多様な科目群を開設し、また、リーガルクリニックを重視するという視点から、学内に学習の基盤となる併設法律事務所を開設するなど、学生からのニーズや社会からの要請を踏まえて、教育課程や授業科目を編成している。

国際経営プロフェッショナル専攻においては、国際化・情報化が急速に進展する社会・経済のニーズにこたえる科目群を開設するとともに、プロフェッショナル人材に欠かせない職業倫理観の涵養を図る授業科目、「ビジネスプロジェクト」における企業内プロジェクトやインターンシップを通じてリアルタイムで最新の経営課題と実務技能を体験できる機会を提供している。

また、文部科学省の大学院教育改革プログラムへの採択により、学生や社会のニーズにこたえる教育プログラムの開発と改善に取り組んでいる。

平成17年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、法曹専攻では「夜間社会人学生用実践的学習支援システムー高速ネット通信活用によるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システムの開発ー」、国際経営プロフェッショナル専攻では「ビジネススクール教育の質保証システム開発」が採択され、ネットワーク通信を利用した各種システムの開発による社会人学生等の学習における時間的な制約の解消や、経営系専門職大学院の教育プログラムの持続的改善及び教育の質の改善に取り組み、支援期間終了後も継続している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

専門職学位課程では、ビジネス科学研究科の教育に関する細則第7条により国際経営プロフェッショナル専攻では32単位、法曹専攻では36単位と履修科目の登録の上限を設定するとともに、同第9条により学修の成果を客観的かつ厳格に評価するためのGPA（Grade Point Average）制度による成績評価を実施している。

国際経営プロフェッショナル専攻においては、最終修了要件の「ビジネスプロジェクト」で、3回の発表会を実施し、3～4人の教員が各プレゼンテーションを評価している。最終単位認定に当たっては、全教員による専攻会議において、妥当性を判断し、公平性を確保するなど、各専攻において単位の実質化に取り組んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法曹専攻では、実務家教員による講義や併設法律事務所におけるエクスターンシップにより、当該職業分野に対する社会からの要請等を把握するとともに、最新の情勢を授業内容に反映するよう努めている。

また、国際経営プロフェッショナル専攻においては、海外有力ビジネススクールから外国人客員教授を招聘し、国際ビジネススクールに求められる国際的経営知識や視野の拡大を目指すとともに、実務の最前線にある情報を教育に取り入れた科目の実施、及び「ビジネスプロジェクト」における企業内プロジェクト、インターンシップ等を通じて、リアルタイムで最新の経営課題と実務技能を体験できるような体制を整えている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

法曹専攻では、夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、ウェブサイト上で利用可能な「日程管理システム」を活用したフレックスタイム制の「リーガルクリニック」を実施している。

国際経営プロフェッショナル専攻では、すべての教員が、ディベート、フィールド・スタディ、ディスカッション、ケース・メソッド、クリエイティブ・シンキング、クオンティティブ・アナリシス、シミュレーション、ロールプレイ、プログラミングの9つの実践的な教育メソッドを導入している。加えて、「ビジネスプロジェクト」における企業内プロジェクト、インターンシップ等を実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

専門職学位課程では、全学共通の「シラバス作成のためのガイドライン」を踏まえ、各専攻におけるシラバスを作成し、学生への配付やウェブサイトへの掲載により周知を図っている。

このことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。



5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

専門職学位課程では、学生に有職社会人が多いという特徴を踏まえ、第7時限（18時20分から19時35分まで）、第8時限（19時45分から21時まで）の設定や、法曹専攻では、日曜日及び月曜日の休日の開講を避け、国際経営プロフェッショナル専攻では、夜間と土曜日に集中して開講するなど、授業の開講時間割設定において配慮している。

法曹専攻では、休祝日も含め24時間利用できる法科大学院専用の図書・自習室の整備、国内外の主要データベースに自由にアクセスして自習できる環境を整えている。

また、国際経営プロフェッショナル専攻では、社会人学生が利用しやすいよう、授業時間と合わせた形で附属図書館を開館している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価については、全学生に配付している大学院便覧に記載され、学生に周知を図るとともに、専門職学位課程における成績評価基準及び修了要件については、ビジネス科学研究科の教育に関する規則及びビジネス科学研究科における成績評価基準により規定されている。

また、各専攻ともにGPA制度による成績評価を実施している。

各教員は、これらの基準に基づき、試験結果及び授業出席状況その他を加味して判定した結果を研究科長に報告し、単位認定、修了認定が行われている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

法曹専攻では、「試験の採点結果に関する照会申請書」による成績照会制度を設けており、照会に対し、授業科目担当教員が回答している。回答後なお不服がある場合については、書面をもって不服の申し出を行うことができ、授業担当教員及び教務委員会で協議の上、対応している。また、当該制度については、文書により学生への周知を図っている。また、平成19年度第3学期からは、当該科目の成績分布状態等の必要な関連情報を併せて学生に告知するようにしている。

国際経営プロフェッショナル専攻では、学生とのコミュニケーション窓口を設けている。成績等に関わる問題はEducation Committeeで議論するとともに、指導教員によるコミュニケーションが日頃から密になるよう配慮をしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 大学院課程において、バランスのとれた教養と豊かな人間性を有する人材を育成することを目的として大学院共通科目を開設している。
- 大学院課程において、主専攻に加えて、それ以外の研究科・専攻との学位の同時取得を可能とするデュアルディグリープログラムを実施している。
- 平成20年度文部科学省教育GPに「筑波スタンダードに基づく教養教育の再構築—世界水準の教養教育を目指す全学的取組—」が採択され、カリキュラム改革を実施し、学生参加型授業を展開している。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成15年度には「先進的な医学教育を推進する支援システム」、平成17年度には「アート・デザイン教育による3C力の育成」、平成18年度には「プロジェクト実習による高度専門技術者養成」、平成19年度には「「チーム医療実践力」育成プログラム—人間性・協調性を兼ね備えた医師の養成を目指して—」の計4件が採択されている。例えば「「チーム医療実践力」育成プログラム—人間性・協調性を兼ね備えた医師の養成を目指して—」では、医学・看護・医療科学類合同プログラム「ケア・コロキウム（チームワーク演習）」を展開し、専門職の役割、チームや連携・協働に対する理解を高めるなど成果を上げている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成17年度には「新しい課題対応型体験学習プログラムの開発—地域連携によるマイスター育成講座への運営参加を通して—」、平成18年度には「地域ヘルスプロモーションプログラム—住民に対する予防・健康教育を担える医師養成のための体系的な教育プログラム—」及び「専門教育と融合した全学生へのキャリア支援—キャリアポートフォリオと人的ネットワークの活用—」が、平成19年度には「異分野学生の協働によるコンテンツ開発演習—異分野学生のMatch Makingによる協働型コンテンツ開発演習プログラム—」の計4件が採択され、実施した取組を支援期間終了後の展開につなげている。
- 文部科学省大学院GPにおいて、平成19年度には「新領域開拓のための人社系異分野融合型教育」及び「達成度評価システムによる大学院教育実質化」が、平成20年度には「ICTソリューション・アーキテクト育成」及び「個性とキャリアを繋ぐ医科学教育ルネサンス」の計4件が採択され、大学院教育の実質化、国際化に取り組んでいる。
- 文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」において、平成17年度には「大学・企業間インタラクティブ研究者の養成」及び「世界基準を体感する武者修行応援プログラム」が、平成18年度には「先導的・国際的な「こころ」の科学者の育成」及び「実践IT力を備えた高度情報学人材育成」の計4件が採択され、大学院教育の実質化に取り組み、支援期間終了後の展開につなげている。
- 文部科学省教員養成GPにおいて、平成17年度には「広域大学間連携による高度な教員研修の構築—「教育の今日的課題」解決に向けた新研修システムの実現—」、平成18年度には「高度な授業力育成のための授業開発」の計2件が採択され、初等中等教育教員の教育力・指導力育成のための取組を展開し、支援期間終了後も継続している。
- 文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度には「複合生物系応答機構の解析と農学的高度利用」及び「未来型機能を創出する学際物質科学の推進」、「健康・スポーツ科学研究の推進」が、平成15年度には「こころを解明する感性科学の推進」の計4件が採択され、これらの研究成果を

大学院教育に活かしている。

- 平成19年度文部科学省グローバルCOEプログラムに「サイバニクス：人・機械・情報系の融合複合」が採択され、英語による発表、討議を義務付けたケーススタディ型学習や立案から事後評価までの全課程を体験するプロジェクト研究等、新しい大学院教育方法を実践するなど大学院教育に活かされ、複眼的視野と最先端の実問題を解決する能力を備えた人材育成を目的とした専修プログラムを継続させるための組織として、平成22年6月には教育イニシアティブ機構が設置されている。
- 平成17年度文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」に「大学と企業とで育てる創薬化学高度人材」が、平成18年度文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」に「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」が、平成19年度文部科学省「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」に「顧客志向ビジネス・イノベーションのためのサービス科学に基づく高度専門職業人育成プログラムの開発」がそれぞれ採択され、企業と連携したインターンシップ実習実施や、実践的なカリキュラムの構築等、大学院教育に活かしている。
- 平成17年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、法曹専攻では「夜間社会人学生用実践的学習支援システムー高速ネット通信活用によるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システムの開発ー」、国際経営プロフェッショナル専攻では「ビジネススクール教育の質保証システム開発」が採択され、ネットワーク通信を利用した各種システムの開発による社会人学生等の学習における時間的な制約の解消や、経営系専門職大学院の教育プログラムの持続的改善及び教育の質の改善に取り組み、支援期間終了後も継続している。

**基準6 教育の成果**

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育担当副学長の下に教育企画室及び全学的組織であるFD委員会を設置し、さらに、各教育組織にFD委員会等を設置している。全学及び各教育組織のFD委員会等は連携しつつ、FD活動の一環として、授業評価アンケート、卒業（修了）生アンケートを実施するとともに、教育目標に対するカリキュラムの検証や学生の履修状況の分析や学生の要望・意見等に対する検証等といった教育の実情調査等の取組を行っている。

各教育組織においても、独自に教育効果の検証と改善のための取組を行っているが、先導的取組として、システム情報工学研究科リスク工学専攻においては、達成度評価システムを導入している。なお、一定の研究業績や能力を有する社会人を対象に、標準修業年限が3年である博士後期課程を最短1年で修了し課程博士号を取得することが可能な社会人のための博士後期早期修了プログラムにおいても、達成度評価システムを活用し、平成19～21年度において毎年19人の修了生を輩出している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17～21年度における標準修業年限内での学位授与（卒業・修了）率は、学士課程で77.9～81.2%、同（医学専門学群）で84.0～97.0%である。また、修士課程（博士前期課程含む）では82.6～87.2%、博士後期課程（5年一貫制、3年制博士課程含む）で30.8～35.7%、医学の課程（人間総合科学研究科先端応用医学専攻、分子情報・生体統御医学専攻、病態制御医学専攻、機能制御医学専攻、社会環境医学専攻）で56.7～70.6%、専門職学位課程で72.2～90.9%である。

学生の国家試験等の合格状況は、過去5年間に、医師国家試験の合格率は91.6～98.1%、看護師国家試験の合格率は94.4～100%の実績があり、高い合格率である。そのほかにも、例年、公立学校教員、国家公務員等の採用試験を受けている。新司法試験合格者は平成20年度5人、平成21年度3人、平成22年度11人である。

また、学生が在学期間中に顕著な活動を行い、学内表彰だけでなく、国内外から表彰される例も少なくない。例えば、日本混相流学会学生優秀講演賞や、生態工学会年会大会優秀発表賞、さらには国際柔道大会における優勝やユニバーシアード（女子サッカー）での準優勝等、幅広い分野において受賞している。学位論文については、国内外の学術誌において高い評価を得るものが多く、学会表彰を受けるものも多く

ある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学的には、当該大学の教養教育の柱となる共通科目について、学期ごとに総合科目アンケートを実施している。「この授業の内容はよく理解できた。」や「この授業により、新しい知識や考え方が修得でき、さらに深く勉強したくなった。」といった11の設問に対して、肯定的評価（「大いにそう思う」と「そう思う」の合計）の割合の平均値は、平成20、21年度の各学期において、おおむね80%であり、肯定的な評価が得られている。

システム情報工学研究科構造エネルギー工学専攻におけるティーチングポートフォリオを活用した授業改革の取組等にみられるように、各教育組織では、様々な形態の授業評価アンケート等が実施され、それらの結果については、学生と教員の意見交換等を通じて教育の成果や効果を上げるための改善等に活用されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成21年度では、2,397人の学士、1,665人の修士、402人の博士取得者を社会に送り出している。この中には、職務復帰した社会人学生（修士171人、博士75人）、帰国した留学生（修士90人、博士31人）が含まれている。

学士課程の卒業生の進路は、大学院への進学率が45.0%と高く、特に理工・農学系の学類では75%を超える学生が進学している。また、就職希望者に対する就職率は92.4%と高く、就職者の産業別就職状況については、企業へは66.4%、教員へは9.9%及び公務員等へは15.6%である。

修士課程（博士前期課程を含む。）の修了生の進路は、進学17.2%、就職55.3%に加え、社会人学生の職場復帰が10.3%、留学生の帰国が5.4%である。就職者の産業別就職状況については、製造業を中心とする産業界等の実務型高度専門職業への就職は80.0%、大学教員を含む教員と公務員へは20.0%である。

さらに、博士後期課程（一貫制博士、3年制博士を含む。）及び専門職学位課程の修了後の進路は、就職37.8%、研究員23.1%、社会人の職場復帰が18.7%、留学生の帰国が7.7%である。就職者の内訳は、産業界等の研究型高度専門職業人46.7%と公務員等51.3%が大半を占めている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全卒業（修了）生に対して、卒業（修了）時に教育課程や学習・教育環境等に関するアンケートを実施しており、当該大学の教育全体に対する設問「大学の教育は全体としてどうでしたか」に対し、肯定的評価（「非常に満足」、「満足」、「やや満足」の合計）が卒業生90.5%、修了生91.7%であり、高い満足度を示している。

なお、学士課程においては、卒後20年を経た卒業生に対しても同様のアンケートを実施しており、「本学への入学を周囲の者に勧めますか」との設問に対する肯定的評価（「大いに勧める」、「勧める」、「どちら

## 筑波大学

かといえは勧める」の合計)は93.1%である。

また、就職支援の一環として行っているOB・OG懇談会の参加企業に対して、ステークホルダー調査(企業アンケート)を実施し、教育改善に資する社会からの意見聴取を行っており、その結果、当該大学の印象として、「研究活動が盛んである。」、「高い専門教育を行っている。」、「体育・スポーツ活動が盛んである。」等といった回答が得られている。

これらのことから、卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程においては、各学群・学類が新生を対象とする入学時オリエンテーションにおいて、カリキュラム、履修方法、主専攻等についてガイダンスを実施している。一部の教育組織では、教員のみならず、アシスタントとして上級生が説明しており、学生目線でのより実践的なガイダンスが実施されている。さらに、各学類でそれぞれの状況に合わせて主専攻の選択に係る説明会等を実施している。

大学院課程においては、各研究科・専攻が新生を対象とする入学時オリエンテーションにおいて、カリキュラム、履修方法等のガイダンスを実施している。また、学位取得までのスケジュール及び手続きについて、各専攻の状況に合わせて説明が行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学士課程においては、授業科目それぞれに対する学生の学習支援ニーズに対応するため、各教員はシラバスにオフィスアワーを明記するとともに、電子メールによる指導・助言を行っている。

また、学群生に対してクラス制度を設けている。クラスは学生20人に教員1人の割合で構成され、各クラスにはクラス会議が置かれる。各学群・学類においてクラス代表者と教職員で構成するクラス連絡会を春と秋に1回ずつ開催し、教員が学生からの教育・学生生活に関する要望を聴き、学生生活支援及びカリキュラム編成等において反映させている。

選出された複数のクラス代表により自主的に運営される組織として、各学類・専門学群にクラス代表者会議が置かれている。クラス会議及びクラス代表者会議は、各学類・専門学群において、学生と教職員の意見交換の場として活用されている。

各学類・専門学群のクラス代表者会議の座長（1人）及び副座長（2人）により自主的に運営される組織として全学学類・専門学群代表者会議（以下「全代会」という。）が置かれている。全代会は、学生と大学の間を橋渡しする公的な学生組織と位置付けられており、活動内容は学内の情報環境整備、交通安全指導、教育環境改善、生活環境改善の調査・検討と多岐にわたっている。

全代会からは随時、大学側に学生の要望・意見が提示されるシステムになっているが、とりわけ学長との茶話会（年1回）及び副学長との懇談会（年2回）がそれぞれ開催されており、学長及び副学長が学生代表と直接対話をすることにより学生のニーズを吸い上げて、各学群の特性に応じた学習支援の取組に反映させている。

大学院課程において、基本的には指導教員を通じて指導を行っているが、シラバスにオフィスアワーを明記して学生の便宜を図っていることは学士課程と同様である。また、研究科ごとに大学院生懇談会を毎年開催し、それぞれ生活環境及び学習環境に関するアンケート調査等を加えながら、教育内容や指導体制等についての意見・要望を聴き、大学院カリキュラム編成等に反映させている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、学士課程は入学後2年間、大学院は1年間チューターを配置し、入学後の学習支援を行っており、約900人の留学生（短期の研究生等を含む）が利用している。各学類には、留学生担当教員又は対応委員会を置き、留学生センターに相談部門を設置して、日本人教員のほか外国人教員のカウンセラーが対応している。

また、留学生センターでは日本語補講コースを開設し、留学生の日本語能力の向上に向けた対応をしている。

社会人学生に対しては、夜間大学院を東京地区に設置し、火曜日から金曜日は第7時限（18時20分開始）、第8時限（21時終了）の授業時間割が編成されるとともに、土曜日にも授業が行われている。また、筑波地区では、大学院設置基準第14条特例により、昼夜開講制を実施しており、通常は第6時限（18時終了）までの授業編成としているが、第8時限（20時35分終了）まで開講している。

障害のある学生に対しては、入学前及び入学時において学生・保護者、関係教育組織及び関係事務室の三者で在学に当たっての学習・生活支援について打合せを行っている。

中央図書館、体育・芸術図書館、医学図書館、図書館情報学図書館において、視覚に障害のある学生用の端末をそれぞれ1台設置している。

共通科目の体育で障害のある学生のための科目「トリム運動」を開設しているほか、外国語センターで実施している語学プレイスメントテスト、期末試験における試験問題を障害学生支援室にて点字化し、レポートへの代替ではなく一般学生と同じ学習環境を提供している。

学生からの要望に応じてピア・チューターを配置し、年間100～1,000時間程度のそれぞれの障害に対応した学習支援を行っている。

障害学生支援室では、ピア・チューター養成講座の開設、総合科目「共生キャンパスとボランティア」の開設等により一般学生への啓発活動を行うとともに、障害学生支援室ウェブサイトにおいて、当該大学の障害学生支援体制・状況について周知を図っている。また、日本学生支援機構が行う障害学生修学支援ネットワークの拠点校として、他大学からの障害学生支援に対する相談を受けており、当該大学のみならず、他大学の障害学生支援にも寄与している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。



## 7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館（中央図書館、体育・芸術図書館、図書館情報学図書館、医学図書館、大塚図書館（東京キャンパス））の長時間開館（平日9時から22時まで。大塚図書館は月曜日10時30分から18時30分、火～金曜日13時から21時10分まで。土日休日の開館10時から18時まで。医学図書館は9時から22時、大塚図書館は土曜日のみ13時から19時50分まで。）、学生の教育利用を目的とする全学計算機システムの原則24時間利用等に加えて、各学群・学類、研究科・専攻においても、学生の自習室・自習コーナーを設置している。春日キャンパスにはラーニング・コモンズが設置されている。

また、大学院生に対しては、それぞれ必要な数の机及びいすが設けられている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

## 7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学の学生の自治活動に対して、大学からは、リーダー育成、広報活動支援等のほか、活動スペースや活動資金（平成21年度実績5,751千円）の支援が行われている。

また、大学院生においても、多様化する修学上、生活上の様々な意見・課題を反映させるため、大学院生懇談会が開催されている。

学生団体数は平成21年6月現在で235団体が認定を受けており、学生団体の構成員をとりまとめた合計人数は8,531人である。課外活動団体を取りまとめる文化系サークル連合会、体育会執行委員会、芸術系サークル連合会の学生自治体（以下「3系」という。）の代表者と、学生担当副学長、学生生活支援室長、同室員、3系顧問、事務部で構成する課外活動連絡会を置き、課外活動の発展や適正な援助のための審議、意見交換、連絡を行っている。課外活動連絡会は、学期ごとに年3回開催されている。課外活動に対しても、大学からリーダー育成、広報活動支援等のほか、活動スペースや活動資金（平成21年度実績19,039千円）の支援が行われている。

これらのことから、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

## 7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

当該大学では、クラス制度により大学と学生との対話を図り、学生生活全般を通して学生を育てることを教育理念の根幹に据えている。各クラス担任が担当クラスの学生に対し、日常における修学・その他学生生活全般にわたり指導・助言を行っている。

また、各教育組織においても組織長を中心に学生担当教員、クラス担任、卒業論文等の指導教員と連携して、成績不振者、長期欠席者に対する対応を行っている。

学群生については、クラス代表者と教職員で構成するクラス連絡会、大学院生については学生と教職員とで構成する大学院生懇談会を開催し、修学環境及び学生生活全般の問題について、具体的な提言や意見交換を行うことにより、学生の意見・要望を集約している。クラス連絡会及び大学院生懇談会において集約された意見・要望については、学生生活支援室及び学生担当教員会議で検討され、教育担当及び学生担当副学長の統括の下に逐次改善策が実施されている。例えば、安全面では学内の外灯の増設や路面の改善、学生宿舎ではセキュリティの強化等といった対策がとられている。

クラス担任制度に加え、当該大学の学生支援組織は、全学的な支援組織である学生生活支援室、キャリ

ア支援室、及び専門的支援組織として、保健管理センター内の学生相談室、診療及び健康相談、留学生センター相談指導部門、障害学生支援室、ハラスメント相談窓口及びスチューデントプラザ内の総合相談窓口により構築されている。

これらの支援組織は、学生生活及び就職活動に関する総合的な学生支援を行うため、学生の動線に配慮して当該大学の中央部に平成19年9月に設置されたスチューデントプラザを中心に連携・協力を行い、全学を挙げた一体的な支援体制を構築している。

平成21年度における学生相談利用の状況は、就職・キャリア相談が1,427件、就学、学生生活、あるいは進路に係る相談は2,682件である。

平成20年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」に採択された「共創的コミュニティ形成による学生支援～学生・教職員が一体となった新たな自主的活動の創生～」により、学生・教職員が一体となった自主的活動を展開するサポート組織を設置し、「つくばアクションプロジェクト」として学生の自主性と社会性の育成のため、また、充実した学生生活の実現のために展開している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、学士課程は入学後2年間、大学院は1年間チューターを配置し、入学後の生活支援を行っている。各学類には、留学生担当教員又は対応委員会を置き、留学生センターに相談部門を設置して、日本人教員のほか外国人教員のカウンセラーが対応している。また、学生宿舎は、入居を希望する者は全員入居できるようにし、また、外国人留学生と日本人学生の混住方式を採用して、外国人留学生と日本人学生が交流できるよう配慮している。

障害のある学生に対しては、入学前及び入学時において学生・保護者、関係教育組織及び関係事務室の三者で在学に当たっての学習・生活支援について打合せを行っている。学生からの要望に応じてピア・チューターを配置し、年間100～1,000時間程度のそれぞれの障害に対応した生活支援を行っている。

また、障害に応じた学生宿舎を準備し、学生の要望等を踏まえ、必要に応じて改修工事（リフト設置、浴室・トイレの改修、スロープ設置）を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

家計及び学力の基準を満たす者に対して入学料、授業料免除を実施している。入学料免除の平成21年度実績は、学群14人、大学院177人であり、学群申請者の37.8%、大学院申請者の35.7%が採用されている。また、授業料免除の平成21年度実績は、学群1,255人、大学院2,015人であり、申請者の68.0%が採用されている。

日本学生支援機構奨学金については、各学群・研究科を通して募集し、平成21年度においては学群生の33.8%（3,389人）、博士前期課程相当の47.5%（1,713人）、博士後期課程相当の28.9%（520人）が採用されている。

また、毎年、90団体程度の地方公共団体・民間等奨学団体から募集があり、約150人が奨学金の給付を

受けている。

平成 21 年度に当該大学独自の奨学金制度「つくばスカラシップ」を創設し、安心して勉学に専念できる環境を整備するとともに、当該大学における国際化の一層の推進を図っている。平成 21 年度においては、留学生支援奨学金を 25 人、短期海外研修支援奨学金を 25 人、緊急支援奨学金を 15 人に支給している。

学生宿舎は 60 棟（定員 4,124 人）あり、全国でも最も大規模な施設を有している。当該大学の学生宿舎の特色は、自律的な市民生活を体験する場として運営され、社会人としての自覚を学生生活から学ぶ取ることが促されている点である。

学内 3 か所の宿舎地区は学生の意向を取り入れながら利便性の向上を図っている。また、平成 17 年度から静脈認証（暗証番号）方式セキュリティシステムを導入し、さらに全室有線 LAN の敷設、地上デジタル放送対応アンテナの設置、障害のある学生に対する施設整備を行っている。

平成 22 年 4 月 1 日現在における学生宿舎の入居率は、単身用 81.2%、世帯用 59.2%、全体で 79.9% である。すべての棟には、日本人学生と外国人留学生が入居する混住型としており、現在、外国人留学生は、入居定員の 26.6% に当たる 1,101 人が入居している。

学生宿舎の改善に当たって、中長期的な計画の下に、早期に改修を必要とする学生宿舎を対象として 5 年間で集中期間として設定し、平成 21 年度から改修に着手している。

これらのことから、学生の経済面の援助、学生宿舎の貸与等が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成 21 年度より独自の奨学金制度「つくばスカラシップ」を創設し、学生が安心して勉学に専念できる環境を整備するとともに、国際化の一層の推進を図っている。
- 障害学生支援室では、ピア・チューター養成講座の開設、総合科目「共生キャンパスとボランティア」の開設等により一般学生への啓発活動を行うとともに、障害学生支援室ウェブサイトにおいて、当該大学の障害学生支援体制・状況について周知を図っている。また、日本学生支援機構が行う障害学生修学支援ネットワークの拠点校として、他大学からの障害学生支援に対する相談を受けており、当該大学のみならず、他大学の障害学生支援にも寄与している。
- 平成 20 年度文部科学省学生支援 GP に採択された「共創的コミュニティ形成による学生支援～学生・教職員が一体となった新たな自主的活動の創生～」により、学生・教職員が一体となった自主的活動を展開するサポート組織を設置し、「つくばアクションプロジェクト」として学生の自主性と社会性の育成のため、また、充実した学生生活の実現のために展開している。

**基準8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準8を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

校地面積は1,724,748㎡、校舎等の施設面積は489,015㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、夜間大学院等の授業を開講するため、東京都の大塚地区（平成22年6月現在、工事のため小日向・神保町地区へ移転中）と秋葉原地区に東京キャンパスを設置している。

また、校舎等施設として講義室293室、研究室1,591室、演習室106室、実験・実習室2,323室、情報処理学習施設31室、語学学習施設9室を有しており、体育施設についても国立総合大学で唯一体育専門の学群を有する筑波キャンパスには陸上競技場1面、サッカー場2面、ラグビー場1面、多目的グラウンド1面、野球場1面、アーチェリー場1面、テニスコート5面、体育館7棟、プール1面、弓道場2面等、多数の施設を有している。

情報処理や語学学習施設として学術情報メディアセンター、外国語センターを備え、当該大学の外国人留学生等に対し日本語等の教育及び修学・生活上の相談・指導を行う留学生センターも備えている。

整備計画に関しては、施設の整備、維持管理や有効活用に係る基本方針を施設委員会において策定し、毎年、学内予算の「重点及び戦略的経費（施設環境整備費）」において1億円を計上して、キャンパスの安全・安心やアメニティの向上、研究環境の向上を図っている。耐震化については、耐震診断の結果に基づいてランクA（耐震指標（IS値）0.3以下）、ランクB（IS値0.3～IS値0.6）、ランクC（IS値0.6以上）の3段階にランク付けし、緊急度が高いランクAから順次耐震化改修を行うこととした「耐震化推進方針」を平成19年12月に策定し、平成20年度は7事業（2CD、3B、中央図書館I期、1D、体育A、4A I期、工学系F）、平成21年度は5事業（中央図書館II期、4A II期、体育B、芸術学系、附属中高等）を老朽化対応も含めて実施している。これにより緊急度の高いランクAの建物は、すべて対策済となっている。

また、バリアフリー化については、屋外では点字ブロックやスロープ、屋内では車いす用昇降機や身障者用トイレを整備し、学生宿舎には、リフト設置、浴室・トイレの改修、スロープを整備し、障害のある学生の学習・生活に支障のないよう配慮している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、学群1年次に行われる情報リテラシー教育に始まり、語学教育をはじめとする授業の実施におけるICTの活用、専門分野におけるICTの利活用方法の教授、さらには情報科学等の情報そのものに係る専門的教育等、教育課程の様々な面においてICTが必要とされている。

また、平成19年度に情報環境機構を設置し、学術情報メディアセンターと総務部情報化推進課をその傘下に置き、全学的視点から、情報環境整備を進めている。

- ・ 全学計算機システム

教育課程の遂行に必要な情報環境を学生及び教員全員に統一的に提供するために設置され、学術情報メディアセンターが中心となって運用している。「共通教育システム」と「専門教育システム」から構成されている。

共通教育システムは、大学内の図書館を含む16サテライト(28室)に合計957台の端末(Windows・Linuxのデュアルブート方式)が配置され、コンピューターを利用した情報基礎教育、コンピューターを用いた専門教育で利用されるとともに、大学院生を含め、授業外での学習、レポート作成等の授業に関連した作業、電子メール等の基盤的な情報サービス等も提供している。サテライト室への入室は学生証(ICカード)により管理されている。また、統一認証システムの下、学生宿舎や講義室からも学内ネットワークに個人のパソコンから接続が可能となり、学内の講義室や食堂等の公共性の高い場所においては無線LANによる接続も可能となっている。

専門教育システムは、工学システム学類、社会工学類、情報科学類、情報メディア創成学類における教育において専門的に利用され、その管理はこれらの教育組織ごとに行われている。専門教育システムは、4サテライト(10室)に合計558台の端末が配置されている。

- ・ CALLシステム

外国語センターには語学教育のためのCALLシステムが設置され、最新の語学教育が可能な端末240台が6つの教室に配置されている。語学教育プログラムは、インターネットを通じて学生宿舎や学外からもアクセス可能であり、自習環境の充実を図っている。

- ・ e-learning 環境

e-learningは、平成19年度からの準備を経て、平成21年度から全学的にすべての学士課程及び大学院課程の科目を対象として充実を図っている。学術情報メディアセンターには、eラーニング推進室が設置され、教職員が配置されている。平成21年度の総合科目のデータベース整備等を手始めとし、平成22年8月には学習管理システムがWebCTからMoodleに更新導入されている。

これらの情報基盤設備の運用と情報セキュリティ管理は、全学の情報環境機構と研究科・学群等を単位とする10の部局情報環境委員会が行っている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

整備計画に関しては、施設の整備、維持管理や有効活用に係る基本方針を施設委員会において策定し、毎年、学内予算の「重点及び戦略的経費(施設環境整備費)」において1億円を計上して、キャンパスの安全・安心やアメニティの向上、研究環境の向上を図っている。

学内の施設の効率的運用と有効活用を進めるとともに施設の維持管理を計画的に行うための資料として、施設の利用状況等を毎年度とりまとめ、学内専用ウェブサイトに掲載して学内への周知に努めている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)

に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館として、筑波キャンパスに中央図書館（閲覧座席数 996 席）、体育・芸術図書館（347 席）、図書館情報学図書館（227 席）、医学図書館（349 席）、東京キャンパスに大塚図書館（171 席）の 5 つが整備されている。

附属図書館は、総合大学の図書館としてすべての分野の研究教育活動を支援する均衡のとれた蔵書構成と豊かな蔵書を維持、発展させるため、「筑波大学附属図書館資料の収集について」、「新刊学術図書収集のための選書基準」、「学生希望図書採択基準」、「視聴覚資料の選定基準」等の基準及び「平成 21 年度以降の筑波大学における電子ジャーナル等の整備方針」を定め、図書、雑誌、電子媒体等を系統的かつ計画的に整備している。

特に、教育用図書の収集に重点を置き、シラバス掲載図書については網羅的に収集するよう努めている。また、e-book の新規購入、電子ジャーナル・データベースの拡充、雑誌の一部購入タイトルの見直しを随時行い、継続して提供している。

蔵書は、平成 22 年 5 月 1 日現在、和書 1,519,409 冊、洋書 1,003,176 冊、視聴覚資料 15,338 点、学術雑誌は、冊子 28,962 タイトル、有料契約による電子ジャーナル 10,519 タイトルが利用可能である。

附属図書館が収集した貴重書、当該大学で生産された研究成果報告書、博士学位論文、紀要等の全文の閲覧、蔵書検索、文献情報データベース、電子ジャーナル等を提供する電子図書館システムを全面的に更新し、業務の効率化と利用者サービスの向上、電子図書館システム機能の高度化を実現させている。学生希望図書のウェブサイト上での申込み受付、教員向けの e-DDS（学内の図書館所蔵雑誌の文献複写電子デリバリーサービス）の運用、図書搬送サービス申し込みの電子化等を行うとともに、附属図書館ウェブサイトの改善等、図書館ポータル機能の向上に努め非来館型サービスの強化を図っている。

利用状況は、平成 21 年度では入館者数延べ 101 万人を超えており、中央図書館では、1 日平均 1,700 人を超える入館者数となっている。貸出冊数は、合計 398,517 冊、主な電子ジャーナルへの年間アクセス数は約 73 万件であり、蔵書数、利用者数とも国内トップレベルである。また、新たな図書館の役割として、つくばリポジトリ（T u l i p s - R）等、大学の研究成果の発信に積極的に貢献し、国内外に向けても研究の一助となる役割を果たしている。

中央図書館は平成 20 年度から耐震改修工事を行っているが、改修に伴い、スタディスペースの新設、コミュニケーションスペースの拡充、開放性を高め安心安全な利用者環境の整備等を行い、来館者の増加、利用者満足度の向上を図っている。また、運動障害のある学生の利用環境を改善するために、車いす用机を中央図書館に増設し、体育・芸術図書館及び医学図書館には新たに設置している。さらに、図書配架の迅速なサービス体制を確保するため、つくばー東京間（中央図書館ー大塚図書館）の搬送サービスを行っている。

附属図書館に研究開発室を置き、「知識創造型図書館の高度機能に関する検討」、「機関リポジトリの利用価値向上と環境整備」等の研究開発活動を行い、先駆的図書館サービスの実現に向けた研究開発を継続推進している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 全学計算機システム等により、学生がすべてのキャンパスで原則 24 時間利用可能な共通の I C T 環境を提供し、学生の教育に役立っている。

**基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教務関係の情報は、次の方法により収集、蓄積している。

- ・ 教育の状況に関する基礎的なデータ（学籍関係、授業関係、成績関係、卒業・学位授与状況等）は、TWINSに蓄積している。
- ・ 学群の入学試験に関するデータは、教育推進部入試課及びアドミッションセンターにおいて、収集、蓄積している。
- ・ 大学院の入学試験に関するデータは、教育推進部教育企画課において、収集、蓄積している。
- ・ 学群生及び大学院生の学籍、成績等教務関係のデータは、教育推進部教育企画課において、収集、蓄積している。

教育の活動等に関する収集・蓄積データ（統計）は、学群関係では、入学情報、在学情報、卒業・進路情報、科目等履修生等のその他の情報を、大学院関係では、学群関係と同様のデータのほかに、奨学金受給状況、大学院設置計画等を蓄積している。

学群、大学院共通の調査に関しては、TWINSの蓄積した開設授業科目データの分析調査、FD活動報告書等のデータを蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育担当及び学生担当の副学長の下に教育方法及び学生生活等の改善のための組織を置き、全学及び各教育組織で教育の質の向上、改善に向けて取り組んでいる。

全学的な組織としては、教育担当副学長の下に教育企画室及びFD委員会並びに学生担当副学長の下に学生生活支援室が置かれており、また、各教育組織においては、教員会議、カリキュラム委員会及び各教育組織のFD委員会等が置かれ、大学の構成員の意見聴取を行っている。

特に学生からの意見聴取は、授業評価アンケート及びクラス連絡会等により行われており、これらの意見聴取の結果は、全学的な意思決定会議等で周知を図り、自己点検・評価及びFD活動において活用し、改善に結び付けている。

改善例としては、学群コア科目や大学院共通科目の開設、社会人のための博士後期課程早期修了プログラム、デュアルディグリープログラムの導入、キャンパス内の教室の配置を記したキャンパスマップの作



成や、TWINSを利用した健康診断書の自動証明書発行機による発行等が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的には、卒業（修了）生に対するアンケート、卒後20年を経た卒業生に対するアンケート及びOB・OG懇談会の参加企業に対するステークホルダー調査（企業アンケート）等を実施している。調査結果を踏まえて、要望の多かった「コミュニケーション能力の養成」について、教育課程の改善、見直しの中で、学士課程においては「英語上級（英語プレゼンテーション演習）」、大学院課程においては「国際インターンシップ」等の科目を新たに開設している。

また、各教育組織においては、学外講師の招聘やアドバイザー・ボードの設置等により学外関係者の意見を聴取しており、これらは、自己点検・評価及びFD活動等において活用し、「数学序論」や「工学のための復習数学演習」等の授業科目の開設（理工学群工学システム学類）や、「ケア・コロキウム（チームワーク演習）」への映像シナリオの導入（医学群医学類）等、教育の質の向上、改善に結び付けている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学士課程においては、学群共通科目に対してTWINSによるオンライン入力やマークシートを用いて、主に各学期末に授業評価を行っている。学群専門科目及び大学院課程における開設科目については、各学群・学類、研究科・専攻単位でそれぞれの実情に応じて授業評価アンケートを行っている。

アンケート結果は、学群・学類においては、クラス連絡会等を通じて、大学院においては、大学院生懇談会等を通じて、授業評価と授業内容、授業の方法等について、学生と教員間で十分に意見交換を行い、授業内容等の改善に努めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育担当副学長の下に全学的組織であるFD委員会を置き、教育方法等の改善のための取組を強化し、教職員・学生参加の総合科目FD研修会、共通科目に係る授業評価アンケート、役職者対象のFD研修会等を行っている。

また、FD活動の基本概念、概要、実施に関する基本的項目、点検、報告・公表等といった内容を含む「筑波大学ファカルティ・ディベロップメントの実施要項」を定め、PDCAサイクルの実質化を図っている。

各教育組織においては、それぞれFD委員会等を置き、教育方法等の改善のために授業評価アンケート等の取組を行うとともに、FD活動等の情報の共有化を図るため、FD担当教員のメール登録等による全学と各教育組織の連携体制を構築している。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

大学教育におけるきめ細かい指導を実現し、大学教育研究の充実及び将来教員・研究者になるための指導者としてのトレーニングの機会を提供するために、多数のTAを雇用している。

TAの実施に当たっては、「国立大学法人筑波大学ティーチング・アシスタントの取扱いについて」を学長決定により定め、各研究科がTA制度の実施に関する取扱いを定め、オリエンテーション等（学生がTAとしての業務を始める前に、開設組織の課程の目的・役割に基づいた教育に沿ったTAの在り方（心構えを含む）について、適切な指導を行う。）を実施している。

具体的な研修プログラムとしては、ティーチング・アシスタント研修プログラムや大学院共通科目「教育・研究指導Ⅲ（職業としての大学教育の履修）」を実施するとともに、一部研究科においては独自の研修プログラム等を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

## 基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

### 【評価結果】

基準 10 を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 343,473,604 千円、流動資産 26,542,926 千円であり、資産合計 370,016,530 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 68,105,948 千円、流動負債 27,000,762 千円であり、負債合計 95,106,710 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 45,871,118 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入及び運営費交付金から返済している。その他の負債については、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものであり、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 17 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、外部資金の獲得に関して、より大型の研究種目の獲得のための「ステップ・アップ支援制度」を実施し、組織的に取組を強化している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成21年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用75,518,349千円、経常収益77,161,876千円、経常利益1,643,526千円、当期総利益は4,218,509千円であり、貸借対照表における利益剰余金8,520,014千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定し、教育研究経費として、教育研究基盤経費及び学生教育経費の配分を行っている。さらに、重点及び戦略的経費として教育設備の整備等の推進及び重点的な研究支援の強化のための経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を官報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、平成19年度より財務状況・運営状況についてわかりやすく解説した「財務レポート」を作成し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査要綱に基づき、監査計画を策定して業務監査及び財務に関する監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が、内部監査規則に基づき、内部監査計画を策定し、実施している。

また、それぞれの監査結果は、学長及び理事に報告されるとともに、定期的に意見交換の場を設けており、連携体制の強化を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学は、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学運営に関わる重要事項を審議している。また、事務組織は、本部に4室及び7部（26課・室等）、部局においては、附属図書館に2課、附属病院に4課・室、附属学校教育局に2課及び博士課程を持つ研究科に9支援室を置いている。

さらに、業務運営を行うための特別な組織として、本部に研究戦略室、産学連携本部、研究戦略イニシアティブ推進機構等、16の機構・室等を置き、大学の戦略を明確に定めて運営している。

監査室において、年度当初の内部監査計画に基づき内部監査を実施しており、教育研究費の管理監査についても、実施方針、実行計画、行動規範等を定め、監査体制を整えている。

また、危機管理等に係る体制については、緊急連絡網を整備し、研究倫理や安全管理面からの取組については、諸規程を整備している。

安全衛生管理体制について、各事業場に安全衛生委員会を設置し、職場巡視の実施により安全管理の改善を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学は、「国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則」を定め、それに則り学長が理事を任命している。

学長のリーダーシップの下に、毎週定例として学長副学長懇談会や運営会議を開催し、法定会議ごとの議題の振分けや効果的な意思決定を行うために必要な調整を図り、その上で、教育研究評議会及び経営協議会において重要な審議項目について審議し、役員会で決定し業務を遂行している。学長は役員会を主宰し、中期目標や予算、組織の改廃等の重要事項について審議を行っている。経営協議会は学長、理事、学長特別補佐等により構成され、経営に関する事項について審議を行うため、随時開催されている。教育研究評議会は学長、理事及び研究科長、学群長、附属図書館長等の部局長により構成され、教育研究に関する

る事項について審議を行うため、毎月1回開催されている。

学長から任命された理事及び副学長は、業務を分担の上、個々の所掌事項について処理し、全学の運営・業務に関する重要な委員会の委員長を務め、その状況を役員会において報告している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

平成21年度より、各部局における教育研究の質の向上及び運営の改善に向けた目標・課題認識の共有等を図るため、部局と学長等との部局運営懇談会を実施している。また、教員の本部又は部局への要望事項等については、大学教員業績評価実施時に教員が提出する「大学教員業績自己点検・評価票」を通じて把握できるようにしている。

学生のニーズについては、学生生活等に関する実態調査等を実施し、これまで蓄積されたデータを基に、学生の要望や不満についての分析を行い、学生支援を行っている。平成21年4月には、予約待ちを余儀なくされていた学生相談（健康管理センター学生相談室）とは別に、週4日、随時対応する総合相談窓口を学生プラザ内に開設し対応している。

このほか、経営協議会においては学外委員の意見聴取に努め、学生（特に博士後期課程在学学生）への経済的支援を充実させるべきとの提案を受け、学生支援特別経費を新設し、経済支援に取り組んでいる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、年度当初に監査計画を策定し、監事監査要綱に基づき、各部局との対話を通じた実地監査等による業務監査と財務に関する監査を実施している。

業務監査について、平成20年度は、教育研究施設（センター）の実地監査を実施するとともに、専攻長との懇談会を開催し、情報の共有化及び意見・要望等の集約を図っている。平成21年度は、平成18～19年度に実施した学群・学類の教育組織に対し、部局長以下の教職員との対話を通じて提言内容等の改善状況を把握し、監査のフォローアップを行っている。そのほか、毎年度、担当理事との面談を含む本部事務組織別の監査を実施し、業務の効率性等についての監査を行っている。監事の行う監査の補助及び法人の内部監査の実施を行う監査室においては、学外の者を室長として採用し、監査の独立性を担保している。

財務に関する監査は、会計監査人による監査の方法と結果報告の説明を受け、当該監査の適正性等を確認するとともに、監査室が主体となって実施する会計内部監査の結果報告を受け内部統制の有効性等について検証している。

また、これらの監査と並行して、役員会その他重要な会議に出席し経営に対する意見・助言を行うとともに、定期的に学長・副学長との意見交換を行っている。

最終的には、当該年度ごとに業務監査報告書を作成し、法定会議に報告するとともに、学内専用ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員一人一人が大学全体の目標等との連動性を保ちつつ、主体的に担当している業務の目標を明確に意識し、効果的に業務を遂行するための管理手法として目標管理システムを導入している。職員は自ら設定した目標や課題に対して、その達成状況や達成するまでの職務行動について、自己評価を実施するとともに、評価者があらかじめ示した評価基準により評価している。目標管理システムを効果的に運用するために、評価者に指名した課長以上の職員に対して、所属職員との面談や評価の方法、手法の習得と管理者としての資質の向上を目的に評価者研修を行っている。

また、主任、係長及び課長補佐に昇任した職員に対し、能力開発・部下育成の観点から大学運営に必要な基礎知識を中心とした講義と合わせて、講義・グループワーク方式による「ロジカルシンキング」手法の習得や、マネジメント、労務管理等のテーマを組み込んだ研修を実施し、意識改革と資質向上に注力している。さらに、英語研修等の学内研修の実施とともに、国立大学協会の実施するマネジメントセミナー、人事院の研修等、学外の研修に平成21年度は31人を派遣し、法人職員としてふさわしい資質の向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

「建学の理念」に則り、経営協議会規則、教育研究評議会規則、組織及び運営の基本に関する規則、組織及び運営の基本に関する規則施行規程等の大学の組織及び運営の基本に関する諸規則等を定め、学長をはじめとする法人役員、経営協議会委員、教育研究評議会委員及び教育研究組織の長等について、選考・採用の方法、責務及び権限を明示している。

このことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況は、データベース機能を持つ電子システムの活用により管理されている。教育の状況については、TWINSに学籍、成績、卒業・学位授与状況等が教員、事務担当者の業務の過程で蓄積されている。研究の情報については、筑波大学研究者情報システム（TRIOS）に各教員が自らの研究課題、論文・著書、知的財産、講演実績等を登録し、附属図書館ではつくばリポジトリ（Tulips-R）に教員の著書情報を収集・蓄積し、ウェブサイトにより学内外に発信している。また、業務支援システムとして人事事務情報システム（PERSON）、財務会計情報システム（FAIR）があり、必要に応じて、データを抽出し統計資料等の作成に役立てている。

また、学内専用ウェブサイトには諸会議情報（資料）、中期目標・中期計画、年次報告書及び学内規程等がそれぞれの担当者により掲載され、大学の構成員がいつでもアクセスできるようにしている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

「建学の理念」として、「公開・学際・責任」を3つの柱とすることから、開学以来、自己点検・評価に基づく『筑波大学年次報告書』の作成及び公開を継続実施している。

平成16年度の法人化以降は、それまでの自己点検・評価に加え、年度当初に各組織が中期計画、年度計画を踏まえた重点施策、改善目標等を設定し、年度終了後にその点検・評価の結果と次年度以降の課題をまとめる「年度重点施策方式」が中期計画の実行管理に連動させた評価システムとして定着している。

これらの活動実績や自己点検・評価結果は、それらの根拠となる資料・データとともに『筑波大学年次報告書』として取りまとめ、外部の関係機関に送付するとともに、ウェブサイトに掲載することにより学内外に公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

中期目標・中期計画に係る各年度の業務については、「年度重点施策方式」により本部及び各組織の活動状況を自己点検・評価するとともに、それに基づき業務実績報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。なお、各事業年度の業務実績報告書の作成に際しては、経営協議会に諮り学外委員の意見を聴取している。

また、平成20年度には経営系専門職大学院（ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻）が、平成21年度には法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）がそれぞれ認証評価を受審している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

各年度の自己点検・評価においては、年度当初に中期計画・年度計画に掲げた施策を中心に重点施策を定め、年度終了後にその実施状況の検証と課題の洗い出しを行い、各組織における次年度以降の運営改善に活用している。

また、国立大学法人評価委員会による業務実績評価において指摘された事項について、教育研究評議会及び経営協議会等学内諸会議に報告し、改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

ウェブサイトで、大学案内、学群・大学院・学内組織、入試情報、教育・学生生活、研究・産学連携、社会貢献・生涯学習、国際交流・留学に関する情報を掲載し、大学における教育研究活動の状況・成果に関する情報を発信している。その際、利用者別に索引を設定して、閲覧者の利便性を高める工夫をするとともに、英語はもとより、中国語と韓国語による情報発信を行い、当該大学の国際化や文部科学省グロー



バル30等に対応している。

また、研究の情報については、TRIOSに各教員が自らの研究課題、論文・著書、知的財産、講演実績等を登録し、附属図書館ではTulips-Rに教員の著書情報を収集・蓄積し、ウェブサイトにより学内外に発信している。

また、印刷物として当該大学の概要、活動状況等について記載した大学概要を毎年度作成し、文部科学省、全国国立大学法人、筑波研究学園都市各研究機関や来訪者に配布している。

さらに、役員会（月1回開催）終了後には、毎月定例記者会見を開催し、当該大学の活動状況に関する近々の話題を提供するとともに、臨時の記者会見を随時開催し、マスコミを通じた積極的な情報発信に努めている。また、海外の著名な科学雑誌等に当該大学教員の研究成果が掲載される際には、記者説明会を開催しその内容を具体的に公表している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 監事の行う監査の補助及び法人の内部監査の実施を行う監査室においては、学外の者を室長として採用し、監査の独立性を担保している。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 筑波大学

(2) 所在地 茨城県つくば市

(3) 学部等の構成

学群：人文・文化学群，社会・国際学群，人間学群，生命環境学群，理工学群，情報学群，医学群，体育専門学群，芸術専門学群

研究科：（博士課程）人文社会科学研究科，ビジネス科学研究科，数理物質科学研究科，システム情報工学研究科，生命環境科学研究科，人間総合科学研究科，図書館情報メディア研究科，（修士課程）教育研究科

関連施設：計算科学研究センター，下田臨海実験センター，遺伝子実験センター，プラズマ研究センター，先端学際領域研究センター，外国語センター，体育センター，農林技術センター，陸域環境研究センター，生命科学動物資源センター，菅平高原実験センター，留学生センター，大学研究センター，陽子線医学利用研究センター，アドミッションセンター，産学リエゾン共同研究センター，教育開発国際協力研究センター，知的コミュニティ基盤研究センター，学際物質科学研究センター，特別支援教育研究センター，北アフリカ研究センター，学術情報メディアセンター，研究基盤総合センター，アイソトープ総合センター，次世代医療研究開発・教育統合センター，保健管理センター，附属図書館，附属病院，附属学校（11校），理療科教員養成施設

(4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学群10,051人，大学院6,777人

専任教員数：1,703人

助手数：1人

### 2 特徴

筑波大学は、東京教育大学を前身とするが、従来の制度に捉われない新しい構想に基づく大学として、昭和48年10月に開学した。その特色は「開かれた大学」，「教育と研究の新しい仕組み」，「新しい大学自治」であり、開学以来、教育研究と大学運営の全般にわたって数々の先駆的な試みを実施し、大学改革の

先導的役割を果たしてきた。さらに、本学は筑波研究学園都市の中心に位置するという特色を持ち、その活動の中核を担っている。本学は、国内外の教育研究機関及び社会との連携・交流を深めながら、先端的・独創的な知の創出と個性輝く人材の育成を通じて世界に貢献すべく、教育研究の高度化、大学の個性化、大学運営の活性化など、活力に富み、国際競争力ある大学づくりに取り組んでいる。

本学は、人文・社会・理学・工学・農学・医学という広範な学問分野に加えて、体育と芸術、さらに図書館情報という特色ある分野を有している。

学士課程においては、学生の幅広い興味・関心に応えることのできる、柔軟で自由度の大きい学群・学類システムにより、広い視野と柔軟な思考力を持った人材を育成している。大学院課程においては、各分野における専門性の深化とともに、既存の分野に捉われない学際的な教育を重視するとともに、筑波研究学園都市の研究機関と連携した「連携大学院方式」や、社会人を主な対象とした夜間大学院（専門職学位課程を含む）を開設している。

研究面では、本学が有する幅広い学問分野において、世界的な卓越性を追求するとともに、分野を超えた柔軟な連携と融合による学際的研究の展開に成果を上げている。また、産学官連携を推進し、共同研究の実施や研究成果の移転・活用を積極的に進め、大学発ベンチャーの創出実績は全国トップレベルであり、世界的に注目を集める企業も現れている。

また、世界各国から全国有数規模の外国人留学生を受け入れ、障害学生支援にも先進的に取り組んでいる。このような取組みを更に推進すべく、学生宿舎のリニューアル等きめ細かな学生支援策を講じている。

本学は、国立大学法人の仕組みを最大限に生かして、運営基盤の強化を図り、国際化を強力に推進しつつ、本学の個性・特色を一層明確にすることにより、国内において独自性を有し、世界において存在感のある総合大学として発展することを目指している。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

筑波大学は、東京教育大学の移転を契機に、そのよき伝統と特色を生かしながらも、大学に対する内外からの様々な要請に応えるため、我が国で初めて抜本的な大学改革を行い、昭和48年10月に「開かれた大学」、「教育と研究の新しい仕組み」、「新しい大学自治」を特色として開学した。本学の目的とするところは、開学後5年間の経験を踏まえてまとめられた次の【建学の理念】に明確に表明されている。

### 【建学の理念】

筑波大学は、基礎及び応用諸科学について、国内外の教育・研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流関係を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

従来の大学は、ややもすれば狭い専門領域に閉じこもり、教育・研究の両面にわたって停滞し、固定化を招き、現実の社会からも遊離しがちであった。本学は、この点を反省し、あらゆる意味において、国内的にも国際的にも開かれた大学であることを基本的性格とする。

そのために本学は、変動する現代社会に不断に対応しつつ、国際性豊かにして、かつ、多様性と柔軟性とを持った新しい教育・研究の機能及び運営の組織を開発する。更に、これらの諸活動を実施する責任ある管理体制を確立する。

本学は、この建学の理念を踏まえ、大学改革の先導的役割を果たしつつ、教育研究の高度化、大学の個性化、大学運営の活性化など、活力に富み、国際競争力のある大学づくりを推進している。平成16年の法人化後は、国立大学法人としての業務を中期目標・中期計画として定め活動しているが、平成22年度に始まる第二期中期目標期間においては、【建学の理念】を踏まえ、以下の基本的な目標を掲げている。

### 【第二期中期目標（前文）大学の基本的な目標】

筑波大学は、あらゆる面で「開かれた大学」となることを目指し、固定観念に捉われない「柔軟な教育研究組織」と次代の求める「新しい大学の仕組み」を率先して実現することを基本理念とし、我が国における大学改革を先導する役割を担っている。人類社会の調和の取れた発展の鍵を担う知の拠点として、大学にさらに大きな社会的役割が求められるなか、筑波大学は、知の全ての分野において幅広い教育研究活動を展開することが可能な総合大学として、個性と自立を基軸とし、世界が直面する問題の解決に主体的に貢献する人材の創出を目指した教育研究を充実・強化すべく、以下の目標を掲げる。

1. 自然と人間、社会と文化に係る幅広い学問分野において、深い専門性を追求すると同時に、既存の学問分野を越えた協同を必要とする領域の開拓に積極的に取り組み、国際的に卓越した研究を実現する。
2. 高度で先進的な研究に裏打ちされた学士課程から博士課程までの教育を通じて学生の個性と能力を開花させ、豊かな人間性と創造的な知力を蓄え、自立して国際的に活躍できる人材を育成する。
3. 科学技術研究機関が集積する筑波研究学園都市の中核として、教育研究諸機関および産業界との連携に積極的に取り組み、自らの教育研究機能の充実・強化を図るとともに、広く社会の発展に貢献する。
4. アジアをはじめ世界の国々や地域に開かれた大学として、国際的通用性のある教育研究活動の展開と連携交流に積極的に取り組み、国際的な信頼性と発信力を有する大学を実現する。
5. 教員と職員のそれぞれが個性と多様な能力を発揮しつつ協働することにより、次代における大学のあり方を追求し、新しい仕組みを実現するための大学改革を先導する。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 大学の目的

本学の目的は、「建学の理念」として明示している。その理念の下に、各学群・学類及び各研究科・専攻は人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的等を定めている。

これら本学の教育研究活動の目的は、大学設置の目的に鑑み、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることに対応していることから、学校教育法第83条の定めを外れるものではなく、また、大学院の目的も同法第99条の定めに対応している。

特に、学士課程における教育の目標とその達成方法及び教育内容の改善の方策を含む教育の枠組みは『筑波スタンダード』として広く社会に公表している。

また、上記の目的等は、すべて大学ホームページに掲載するとともに、各種刊行物を学内外に配布することにより、学内の構成員への周知や社会への公表を行っている。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究組織について、学士課程は、広い視野、豊かな人間性及び確かな学力を備えた人材を育成するため、幅広い学問領域からなる7学群23学類と2専門学群で構成しており、大学院課程は、深い専門性に裏付けられた高い研究能力と幅広い学識を兼ね備えた研究者及びグローバルな視野と専門的実務能力を併せ持つ高度専門職業人を育成するため、相互に関係する科学の領域を広域的に融合させた博士課程7研究科85専攻と修士課程1研究科3専攻で構成している。また、教育研究に必要な施設として共同利用・共同研究施設（4センター）、学内共同教育研究施設（22センター）、附属病院及び附属学校（11校）を設置している。

学士課程の教養教育は、基礎科目として開設する「共通科目」と「関連科目」がその役割を担っており、教養教育機構が、その基本的方針に関する企画立案及び実施の総括等を行っている。また、大学院課程の教養教育は、平成20年度から先導的取組みとして、幅広く深い学識のもと広い視野で多方面から物事を考える力と、高い研究倫理と研究成果の積極的な普及活動への理解を身に付けた、バランスのとれた研究者・高度専門職業人への必要な教育を行うこと等を目的とした「大学院共通科目」を開設し、大学院共通科目委員会が企画し、各研究科・専攻が運営を行っている。

教育活動に係る重要事項、教育課程及び教育方法等は、全学的には教育研究評議会の下に学群教育会議及び大学院教育会議を設置し、定期的に審議及び連絡調整を行っている。また、各教育組織においては、教授会に相当する組織として学群運営会議及び研究科教員会議等を設置し、教育活動に係る重要事項を審議するとともに、カリキュラム委員会等の組織を設置するなど、それぞれの特性を踏まえて定期的に教育課程及び教育方法等を審議している。

#### 基準3 教員及び教育支援者

開学時には、教育組織と教員の所属する組織である学系を分離する編制をとっていたが、平成16年の法人化以降、全ての教員は原則的に博士課程研究科に所属する編制とし、各研究科は、関係する学群との連携に責任を負い、学系は関係組織の要請に基づき、教員審査や評価、企画提言等を提供する組織とした。

本学の教員組織は、開学当初、教授・助教授・講師を基本としたが、平成19年度に教授・准教授・助教体制への移行が決定された。教授・准教授・助教は独立した教員として教育研究活動に当たり、各教育組織における教員会議等が、組織的な役割分担と連携を行う責任機関として機能している。

学士課程及び大学院課程における教員の配置状況は、それぞれの設置基準に適合し、教育に必要な教員数を配置している。

教員の公募制を積極的に進め、准教授以上の採用にあつては82.8%に達している。また、教員の流動性と若手教員の活性化を目的とするテニユア・トラック制や任期制を導入するとともに、民間企業等と共同して事業を行うため、企業等から派遣される者を産学連携教員として受け入れる制度を導入し、教員組織の活動をより活性化するための措置を講じている。さらに、学内保育施設として「ゆりのき保育所」や男女共同参画推進室を設置するなど女性教員の教育研究環境の向上にも取り組んでいる。

教員の採用・昇格に当たっては、原則として所属研究科の人事委員会が審査を行い、その結果を教育研究評議会の下に設置され全学の教員人事を統括する人事企画委員会が承認している。また、人事においては、当該教員の大学院課程における担当専攻・担当科目、学士課程における担当学類・担当科目が原則として前もって指定されており、審査基準には大学院課程・学士課程担当としての条件が明記されている。各博士課程研究科人事委員会において詳細な審議を行う専門委員会は当該専攻・学群・学類を代表する委員を含んで構成され、研究と並んで教育における資格を審査している。

教員の教育活動に関する評価は、平成21年度より「大学教員業績評価」を実施し、教員は、前年度の活動について自己点検・評価を行い、所属博士課程研究科の評価委員会がその評価の妥当性を検証している。また、特に優れた活動を行った教員は全学の評価委員会が活動領域ごとに認定し、学長表彰を行っている。

教員は、教育内容に関連した研究活動を行うとともに、授業内容は研究活動の成果をフィードバックさせたものとなっている。

教育課程を遂行するに必要な教育支援者として、教育推進部及び各教育研究組織に事務職員又は技術職員を配置するとともに、TAの活用を図っている。

### 基準4 学生の受入

アドミッション・ポリシーは、学士課程においては、学類・専門学群ごとに、大学院課程については、研究科・専攻ごとに定め、学内外に広く公表している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って最適な方法を採用し、学士課程においては、一般入試や推薦入試の他に、アドミッションセンター入試、国際科学オリンピック特別入試及び第2学期推薦入試（帰国生徒特別入試（8月入学））を先導的に導入・実施している。また、大学院課程においては、英語のみで学位取得が可能な留学生特別プログラム等に対応する外国人のための特別選抜を実施し、平成22年度からは学士課程を含めて大幅なプログラム等の拡充を行っている。その結果、留学生数は、国内で有数のレベルにある。さらに、社会人特別選抜において、最短1年で学位取得が可能な「社会人のための博士後期課程早期終了プログラム」を実施し、社会人の大学院課程修得を促進している。

学士課程入試は、入学試験実施委員会が全学的に統括し、入試に関する企画立案と選抜方法等に関する調査研究を同委員会及びアドミッションセンターが行っている。大学院課程入試では、各博士課程研究科に入試実施委員会を置き、その組織及び運営に必要な事項を当該研究科の教員会議が定めている。

入学候補者の決定は、入試結果に基づき、各教育組織の議を経て、副学長が報告を受け、適正な実施を確認した上で、学長が行っている。

アドミッション・ポリシーと入学者の関係の検証は、アドミッションセンターに置かれる調査研究部門や各研究科の入学試験実施委員会等が、毎年度、入試データの分析・評価及び学業成績の追跡調査等を行い、選抜方法の見直しや優秀な受験者確保の方策等に活用している。

学士課程では、過去5年間において、適正な定員管理が行われている。また、大学院の博士後期課程では一部入学定員充足率が低い状況にあり、①多様な学生受入制度の整備と広報の充実、②社会の要請に応える魅力ある教育の展開と学生の経済的支援等の充実、③課程修了後のフォローアップ体制の充実等、博士後期課程進学から修了までの3つのステージを対象として、様々な取り組みを検討し、改善の努力を行っている。



## 基準5 教育内容及び方法

### 〈学士課程〉

学士課程では、開学当初から、教養課程と専門課程に代わって、教養教育的な基礎科目と専門教育的な専門基礎科目、専門科目の科目区分を設定し、これらを有機的に連携させた楔形のカリキュラムを編成している。

教育課程の編成方針として、平成19年度に「筑波スタンダード」が確認され、全学教育課程編成委員会が毎年度の方針を決定している。学生は自らの関心、能力、適性、将来の進路などに応じて「主専攻分野」を決定し、その分野の授業科目を重点的に履修する一方、隣接する分野や関連する分野も含め、総合的に履修できるように教育課程を編成している。

学生には、それぞれの関心や問題意識等のニーズに基づき、「自由科目」や他大学における履修、海外を含む多彩なインターンシップが提供されている。また、一定の条件を満たせば、博士前期課程（修士）の授業を受講することも認められている。さらに、文部科学省の提供する各種の大学教育支援プログラムや学内教育プロジェクトにより、学生や社会のニーズに応える教育プログラムの取組みを行っている。

単位の実質化の観点から、履修科目の登録の上限を原則として年間45単位に制限し、シラバスにおいて、授業外における学習方法の記載を推奨する等、単位の実質化を図る取組みを行っている。

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により、各学群・学類においてそれぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

成績評価基準等は、学生に対し、修学上の一般的事項及び関係規則を記載した『履修要覧』及び『開設授業科目一覧』を配布するとともに、各学群・学類ではシラバスを作成し、ホームページ等において公開している。

自主学習環境として、各学群・学類の自習室・自習コーナーのほか、全学的には、附属図書館や全学計算機システムサテライト、外国語CALLシステムの利用を可能としている。また、高等学校での未履修者を対象とした全学リメディアル教育を生物学・数学について実施しているほか、各学群・学類において、必要に応じて、補習教育を実施している。また、クラス担任が履修指導・履修相談を行う等の対応をしており、卒業時アンケートでは自主学習環境の満足度は「やや満足」まで加えれば90%を超えている。

全学の成績評価基準は「筑波大学学群試験実施要項」を定め、個別の授業科目における成績評価基準はシラバスにおいて明記され、学生に周知されている。卒業認定基準については、卒業要件として「学群履修細則」において学生が履修すべき単位数（科目）を定められ、学類教員会議を経て、学群教員会議において卒業の認定を行っている。

各授業科目の成績評価は、担当教員が責任をもって行い、その結果を筑波大学教育情報システム（TWINS）に入力し、開設教育組織の長が確認を行い、成績の確定を行う体制をとっている。学生には、定期試験の結果を通知しており、成績評価に対する問合せ、異議申し立てがあった場合には、担当教員が対応している。

### 〈大学院課程〉

大学院課程において、博士課程の前期課程では研究型高度専門職業人の養成、後期課程及び5年一貫制の課程では専門的分野における研究者の養成、修士課程では高度専門職業人の養成又は社会人の再教育を目的とした教育を行っている。各研究科では、研究科・専攻の教育目標を踏まえ、各専攻の学問分野の特性に応じた体系的な教育課程を編成している。また、大学院課程修了者に相応しい幅広い学識や研究者倫理を涵養するため大学全体として「大学院共通科目」を開設している。学生は、各研究科で編成された授業科目に加えて、他の研究科・学群、他大学での開設授業科目の履修が可能であり、企業や海外を含む多彩なインターンシップを提供している。

「デュアルディグリー」制度を実施し主たる専門と並んで関連する分野の学位の同時取得が可能となってい

る。さらに、文部科学省の提供する各種の大学院教育支援プログラムや学内教育プロジェクトにより、学生や社会のニーズに応える教育プログラムの取組みを行っている。

大学院の教育課程は、各課程を通して数多くの授業科目を開設し、体系的に履修できるよう履修モデルやコース設定などによるコースワークを充実させている。単位の実質化への配慮として、シラバスを作成し、学習目標、授業の方法及び計画並びに評価基準を明示している。達成度評価システムを一部の専攻及びコースにおいて実施し、単位取得と学位論文審査を越えた学修の実質化の先導的試みを行い、学位授与に至る評価のプロセスが可視化されたということで、外部評価委員会から高い評価を受けている。

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により、各研究科では、それぞれの学問分野の特性に応じて、多様な授業形態の中から適切な形態を組み合わせた授業を実施している。

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用することにより昼夜開講制を実施し、多くの有望な社会人が在職のまま大学院の正規の授業を受け、企業社会において指導的役割を果たしうる高度専門的知識と能力を獲得する機会を提供している。

研究指導、学位論文の指導体制として、全ての研究科では、正・副指導教員による複数指導体制により幅広い論文指導を行う体制を明確にしている。

成績評価基準として、学生に対して、学習目標、授業の方法及び計画、並びに評価基準をシラバス等に明示した上で、レポートの提出状況、研究の進捗状況、講義の出席状況、学会発表及び学会誌への成果発表を考慮した適切な成績評価を実施している。

学位論文の審査体制として、学位論文審査委員会における審査体制や手続きを定め、研究科教員会議が主査及び副査を指名するなど、学位論文又は研究成果の審査を厳格に行っている。また、学位審査等に関する手順は、各研究科のホームページへの掲載や資料等を学生に配付し、周知を行っている。

各授業科目における成績評価は、担当教員が責任をもって行い、その結果を筑波大学教育情報システム（TWINS）に入力し、開設教育組織の長が確認を行い、成績の確定を行う体制をとっている。また、学生には、定期試験の結果を通知しており、成績評価に対する問合せ、異議申し立てがあった場合には、科目担当教員が対応している。

#### 〈専門職学位課程〉

法曹専攻（以下「法科大学院」という）では、限られた時間内において法学の体系的知識を獲得するため、特に体系的知識の要求される法律基本科目群について、履修年次に即した三段階の講義体系により体系的・反復的学習を実施している。国際経営プロフェッショナル専攻（以下「MBA-IB」という）では、科目編成においても理論面と実践面に関して偏りが生じないように配慮している。

法科大学院では、有職社会人という学生の特徴に合わせて、企業法務やコミュニティサービスに関連する多様な展開・先端科目を開設している。また、法曹実務教育を重視し、多彩な実習型の実務系科目を配置している。特に、現実のクライアントと接しながら、実践的にスキルと倫理を修得するリーガルクリニックを重視し、学内に併設法律事務所を開設している。MBA-IBでは、国際化・情報化が急速に進展する社会・経済ニーズに応えた授業科目を編成するとともに、職業倫理感の涵養に関する科目や国際的経営知識や視野の拡大をめざしている。また、実務の最前線にいる実務家をみなし専任教員として採用している。最終修了要件である「ビジネスプロジェクト」では、学生は企業内プロジェクトやインターンシップを通じて、リアルタイムで最新の経営課題と実務技能を体験できるようになっている。さらに、両専攻において、文部科学省の提供する各種の大学院教育支援プログラムにより、学生や社会のニーズに応える教育プログラムの取組みをしている。

両専攻とも、履修科目の登録の上限を設定するとともに、学修の成果を客観的かつ厳格に評価するためのGPA（Grade Point Average）制度による成績評価を実施している。また、法科大学院では、学生の効果的な事前学

習を支援するため、講義レジュメ等の関係資料を紙媒体での資配付に加えて、専攻ウェブサイトにより、学外からも任意に取得できるよう工夫に努めており、担当教員からの予習に関する留意事項を学生に周知できるようにしている。MBA-IBでは、修了要件とされている「ビジネスプロジェクト」では複数回の発表会を行い、3～4名の教員が評価している。

両専攻とも、実務家教員による講義やエクスターンシップにより、当該職業分野に対する社会からの要請等を把握するとともに、最新の情勢を授業内容に反映するよう努めている。さらに、それぞれの職業分野における専門的知識の獲得と専門職業において必要な能力の獲得のため、実践的・実務的な学修指導となるよう工夫し、法科大学院では、併設法律事務所において「リーガルクリニック」を実施し、MBA-IBでは、ディベート、フィールド研究、ディスカッション等の9つの実践的な教育メソッドに則して授業運営がなされている。

両専攻ともに、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法をシラバスに明記して学生に配布している。

法科大学院では、休祝日を含め24時間利用できる専用の図書・自習室を備え、パソコンから、国内外の主要データベースへアクセスして自習のための情報検索を可能としている。集中講義の履修に際して必要な予習復習の時間が確保されるよう、同一科目について1日2コマまでの開講を原則とするほか、日曜及び月曜の休日の開講を避ける等十分配慮している。MBA-IBでは、限られた教員リソースを夜間、土曜に集中し、学生が選択可能な科目を増やすとともに、社会人学生の通学の便を考慮しコア科目の土曜日集中化を図っている。東京キャンパス大塚図書館は、社会人大学院学生が利用しやすいよう、開館時間を設定している。

両専攻では、成績評価については、全学生に配布している『大学院便覧』に記載され、学生に周知されている。各教員は、試験結果及び授業出席状況その他を加味して判定した結果を研究科長に報告している。また、成績評価に対して説明を希望する学生に対して、成績照会制度による対応を行っている。さらに、不服の申し出があった場合には、授業担当教員、教務委員会で協議し、回答している。また、コミュニケーション窓口を設置し、学生と教員とのコミュニケーションが日ごろより密となるよう配慮している。

## 基準6 教育の成果

教育企画室及び全学的組織であるファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、FD活動の一環として、各教育組織と連携した授業評価アンケート、卒業（修了）生アンケート及び教育の実情調査等の取り組みにより教育効果の検証を行っている。また、達成度評価システムを導入している教育組織や教育プログラムもある。

修業年限内の学位授与（卒業・修了）率及び国家試験等の合格状況は、おおむね安定しており、学生が在学期間中に顕著な活動を行い、国内外から表彰される例も少なくない。

共通科目に関する授業評価アンケートでは、肯定的評価が過半数を大きく上回り、授業の満足度は高い。

卒業・修了の進路について、学士課程では、平成19年度の改組・再編に伴い、早期卒業者を除いて卒業生を輩出していない。大学院修士課程（博士前期課程を含む。）の進路は、進学率17%、就職率55%、社会人学生の職場復帰が10%、留学生の帰国が5%となっており、大学院博士後期課程（一貫制博士、3年制博士、専門職学位課程を含む。）の学生の進路は、就職38%、研究員23%、社会人の職場復帰が19%、留学生の帰国が8%となっている。その結果、平成21年度を見れば、2397名の学士、1665名の修士、402名の博士取得者を社会に送り出している。この中には、修士171名・博士75名の社会人学生、修士90名・博士31名の留学生が含まれる等、国内外の社会的要求に応じて有為な人材を輩出している。

毎年実施している卒業（修了）生及び卒業後20年を経た卒業生に対するアンケート調査並びに就職支援の一環として行っているステークホルダー調査における大学全体の教育についての調査結果は、総じて良好である。

## 基準7 学生支援等

入学時オリエンテーションにおいて、カリキュラム、履修方法等についてのガイダンスや主専攻の選択説明会、さらに、学位取得までのスケジュール及び手続きの説明会等を各教育組織の状況に合わせて行っている。

各教員はオフィスアワーやe-mailによる学習指導・助言その他学生生活全般にわたる指導・助言を行っている。また、クラス連絡会や大学院懇談会を定期的に開催することで学生からの教育・学生生活に関するニーズ把握するとともに「スチューデントプラザ」を中心とした全学を挙げた一体的な支援体制を構築し、適切な助言、支援を行っている。

留学生センターの活動、チューターの配置等による留学生支援、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施による社会人学生支援、障害学習支援室の活動、ピア・チューターの配置、学生宿舎の改修による障害学学生支援等により、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生について、適正な学習支援及び生活支援を行っている。

自主的学習環境として、附属図書館の長時間開館、全学計算機システムの原則24時間利用等に加えて各教育組織においても、学生の自習室・自習コーナーを設置している。

自治活動・課外活動については、リーダー育成、広報活動支援等の他、活動スペース活動資金の支援が行われており、また、課外活動の発展や適正な援助のための審議、意見交換、連絡を行っている。

経済支援については、入学料、授業料免除、日本学生支援機構、地方公共団体・民間等奨学団体の奨学金制度活用のほか、平成21年度に本学独自の奨学金制度「つくばスカラシップ」を創設し、安心して勉学に専念できる環境を確保するとともに、本学における国際化の一層の推進を図っている。

## 基準8 施設・設備

本学は、筑波キャンパスと東京キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、校地面積は合計1,737,745㎡であり、両地区の校舎等の施設面積は合計489,015㎡となっており、また、多数の施設を備え大学設置基準を十分に満たしている。

施設整備については、維持管理や有効活用に係る基本方針を定め、資産を最大限に活用することとしている。また、耐震診断の結果に基づき3段階のランク付けを行い、緊急度の高い建物から順次耐震化を進めている。

情報環境機構は、全学的に統一した視点で情報環境整備を進めており、本学の教育課程の遂行に必要な情報環境を学生及び教員全員に統一的に提供するため全学計算機システムを設置している。また、外国語センターには語学教育のためのCALLシステムを設置している。

学内の施設の効率的運用・有効活用を進めると共に施設の維持管理を計画的に行うため大学施設の現状を毎年度とりまとめ、筑波大学ホームページ（学内専用）に掲載して周知している。

附属図書館は、総合大学の図書館としてすべての分野の研究、教育活動を支援する均衡のとれた蔵書構成と豊かな蔵書を持ち、夜間・週末を含む長時間の開館を行って学生・教員の便に供している。また附属図書館の質を維持、発展させるため、資料の収集、図書の選定に関する基準を定め、図書、雑誌、電子媒体等を系統的かつ計画的に整備している。

収集した貴重書、本学で生産された研究成果報告書、博士学位論文、紀要等の全文の閲覧、蔵書検索、文献情報データベース、電子ジャーナルを提供する電子図書館システムにより、学生希望図書のWeb申し込み受付、教員向けの学内の図書館所蔵雑誌の文献複写電子デリバリーサービスの運用、図書搬送サービス申し込みのWeb化等を行うとともに、附属図書館Webサイトの改善等図書館ポータル機能の向上に努め非来館型サービスの強化を図っている。

## 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況に関する基礎的なデータは、筑波大学教育情報システム（TWINS）に蓄積するとともに、担当の事務においても収集、蓄積し、データ（統計）等に関する資料を作成している。

教育及び学生担当の副学長の下に教育方法及び学生生活等の改善のための組織を置き、全学及び各教育組織単位で教育の質の向上、改善に向けて取り組んでいる。

大学の構成員からの意見の聴取は、授業評価、懇談会等を通じて行うとともに、学外関係者の意見を企業・学会等における修了生の評価等多様な方法により調査し、教育の効果を客観的に検証している。これらの意見聴取結果は、全学的な意思決定会議等で周知し、全学的な自己点検・評価や、各教育組織の自己点検・評価及びFD活動において活用している。

学士課程では、学群共通科目に関する全学的な授業評価を実施している。学群専門科目及び大学院課程については、それぞれ授業評価アンケートを実施するように努めている。その結果について、クラス連絡会や大学院生懇談会等を通じて、学生と教員間で十分に意見交換を行い、よりよいものになるよう改善に努めている。

全学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、FD活動を推進するため実施要項を定め、研修会、授業評価アンケート調査の実施等を全学的に展開している。また各教育組織においても教育方法等の改善のための取組みをそれぞれ行っている。

大学教育におけるきめ細かい指導を実現し大学教育研究の充実及び将来教員・研究者になるための指導者としてのトレーニングの機会を提供するために、多数のティーチング・アシスタント（TA）を雇用している。

## 基準 10 財務

資産については、国立大学法人化に伴い国から承継した資産を平成 21 年度末においても維持していることから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

負債については、国立大学法人会計基準特有の返済を要しない負債が多く、長期借入金等についても償還計画に基づき計画通り返済を行っていることから、債務は過大ではない。

経常的収入については、教育研究活動を安定して遂行するための運営費交付金、自己収入、外部資金が継続的に確保されている。

中期計画及び年度計画の予算、収支計画及び資金計画について、経営協議会及び役員会の審議を経て決定し、これらの計画は、大学ホームページに公表していることから、広く一般に明示されていると判断する。

平成 21 年度の損益及び収支の状況については、当期総利益が計上され、収入が支出を上回っていることから、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

学内予算編成方針については、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定しており、その配分に当たっては、基盤的な教育研究の安定維持に配慮しつつ、重点及び戦略的経費による重点配分も実施していることから、本学の目的の達成を考慮したうえで、教育研究活動に対して適切な資源配分が行われている。

財務諸表については、官報やホームページを通じて公表するとともに、分かりやすく解説した『財務レポート』を作成して公表していることから、適切な形で公表されている。

監査室において、関係規則と計画に基づき全部局を対象に会計監査を実施し、その結果を学長及び財務担当理事に報告するとともに、改善を要する事項は速やかに措置がとられ、良好な取組事例の紹介と併せて共通の注意事項として全学に周知している。また、会計監査人による期中監査・期末監査も実施され、監事は、会計監査人から監査の方法とその結果について説明を受けた上で、当該監査の正確性について最終確認していることから、財務に対して、会計監査等が適正に行われている。

## 基準 11 管理運営

国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学運営に関わる重要事項を

審議している。また、本部及び部局に必要な事務組織を置くとともに、業務運営を行うための特別な組織等を置いている。危機管理等については、緊急連絡網や研究倫理や安全管理面に関する諸規程等を整備している。

学長は、役員である理事を自ら選考し、事前に法定会議における議題の振分けや効果的な意思決定を図り、そのうえで、法定会議において重要な審議項目を審議・決定して業務を遂行している。

各部局における教育研究の質の向上及び運営の改善に向けた目標・課題認識の共有等を図るため、部局と学長等との部局運営懇談会を実施し、また、学生生活実態調査を実施し、学生の要望等について適切な学生支援を行うよう努めている。

監事は、監査計画を策定し、業務監査と財務に関する監査を実施している。また、役員会その他重要な会議に出席し経営に対する意見・助言を行うとともに、学長・副学長との意見交換を行っている。

平成 21 年度より、各職員が大学全体の目標等との連動性を保ちつつ、主体的に担当業務の目標を明確に意識し、効果的に業務遂行するための管理手法として「目標管理システム」を導入した。また、職員研修として、マネジメント、労務管理等のテーマを組み込んだ研修を実施し、意識改革と資質向上に注力している。

本学の管理運営については、建学の理念に基づき、年頭に学長から所見を述べている。また、本学の組織及び運営の基本に関する事項、理事の任期、役員の業務分担は、法人規則等により明確に定めている。

筑波大学ホームページにおいて本学の諸活動状況を掲載し、また教職員専用ページに、諸会議情報（資料）、業務や仕事に係る連絡や各種ツールを掲載し、大学構成員がいつでもアクセスできるようにしている。

開学以来、自己点検・評価を継続実施している。法人化以降は、中期計画の実行管理に連動させた評価システムとして定着させ、これらの活動実績や自己点検・評価結果を『筑波大学年次報告書』として取りまとめ、学内外に公表している。

中期目標・中期計画に係る各年度の業務については、自己点検・評価に基づき業務実績報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。また、平成 20 年度及び 21 年度には二つの専門職学位課程が認証評価を受審している。さらに、各組織において、個別に外部者による評価を受けている。

各年度の自己点検・評価として、年度当初に中期計画・年度計画に掲げた施策を中心に重点施策を定め、年度終了後に検証と課題の洗い出しを行い、次年度以降の運営改善に活用している。また、国立大学法人評価委員会において指摘された事項については、教育研究評議会及び経営協議会等学内諸会議に報告し、改善を行っている。

筑波大学ホームページでは、大学における教育研究活動の状況・成果に関する情報を各種言語（日・英・中・韓）により発信している。また『筑波大学概要』を毎年度作成し、他機関や来訪者に配布している。さらに、原則月 1 回定例記者会見を開催し、積極的な情報発信に努めている。

